

国の制度及び予算に関する 提案・要望書



平成 24 年 7 月
横浜市



横浜市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配をいただき、深く感謝申し上げます。

少子高齢化の進展、東日本大震災からの復興など、厳しい社会経済情勢が続いておりますが、そうした時だからこそ、将来の発展に向け、都市の成長力を高めるダイナミックな取組が必要です。

去年は、格段の御配慮をいただき、「国際戦略総合特区」、「環境未来都市」、「特定都市再生緊急整備地域」へ選定していただきました。本市では、このトリプル選定を十分に活用し、医療、環境など、幅広い分野での成長と経済活性化を図ってまいります。

「国際コンテナ戦略港湾」としての横浜港のハブポート化、MICE機能の強化などを進め、ビジネスチャンスを広げ、国内外から多くの人を惹きつける都市づくりにも挑戦します。

また、引き続き、災害対策や福祉・子育てなど、369万人の横浜市民の生活をきめ細やかに支えていく体制の充実に取り組めます。

今後、都市としての力を最大限に発揮し、より大きな成果を生み出していくためには、基礎自治体の権限と財源を拡充させ、道府県の事務など地方が行うべき事務を全て担う新たな大都市制度である特別自治市の早期実現が不可欠です。

日本全体をけん引していく大都市自治体としての役割と責任を果たしていく覚悟を十分に御理解いただき、国におかれましては、本市の提案・要望に対する的確な措置をとられますよう、よろしくお願いいたします。

平成24年7月

横浜市長 林 文子



提 案 ・ 要 望 事 項

＜内閣官房、内閣府＞

総合特区制度における

総合特区推進調整費の活用による国際競争力の強化…………… 1

環境未来都市の加速化に向けた制度的支援の強化…………… 3

＜内閣官房、国土交通省＞

特定都市再生緊急整備地域における支援制度等の強化…………… 5

＜内閣府、総務省＞

新たな大都市制度（特別自治市）の早期実現…………… 7

＜内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省＞

地方分権改革の推進…………… 9

＜内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省＞

放射線対策の推進…………… 11

＜内閣府＞

被害認定調査等の充実強化…………… 13

＜内閣府、財務省、国土交通省、防衛省＞

市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等…………… 15

＜内閣府、厚生労働省＞

待機児童解消持続のための保育サービスの質と量の確保…………… 17

困難を抱える若者に対する総合的な自立支援の充実…………… 19

＜厚生労働省＞

子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備…………… 21

生活保護制度に係る抜本的な見直しの実施	23
介護保険制度に係る改善	25
国民健康保険の財政調整機能の見直しの実施	27
<経済産業省>	
安定的な電力確保に向けた取組	29
<国土交通省>	
国及び国の関係機関の公共事業における 市内中小企業の受注機会の増大	31
緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充	33
国際競争力強化に向けた高速道路網の整備推進	35
鉄道整備事業の推進	37
国際コンテナ戦略港湾の国際競争力強化に向けた重点的な施策展開	39
羽田空港の更なる国際化の推進	41
MICE分野のアジアにおける国際競争力強化	43
訪日旅行促進（ビジット・ジャパン）事業の更なる推進	45

総合特区制度における総合特区推進調整費の活用による国際競争力の強化（内閣官房、内閣府）

【提案内容】

総合特区制度における総合特区推進調整費の柔軟な活用

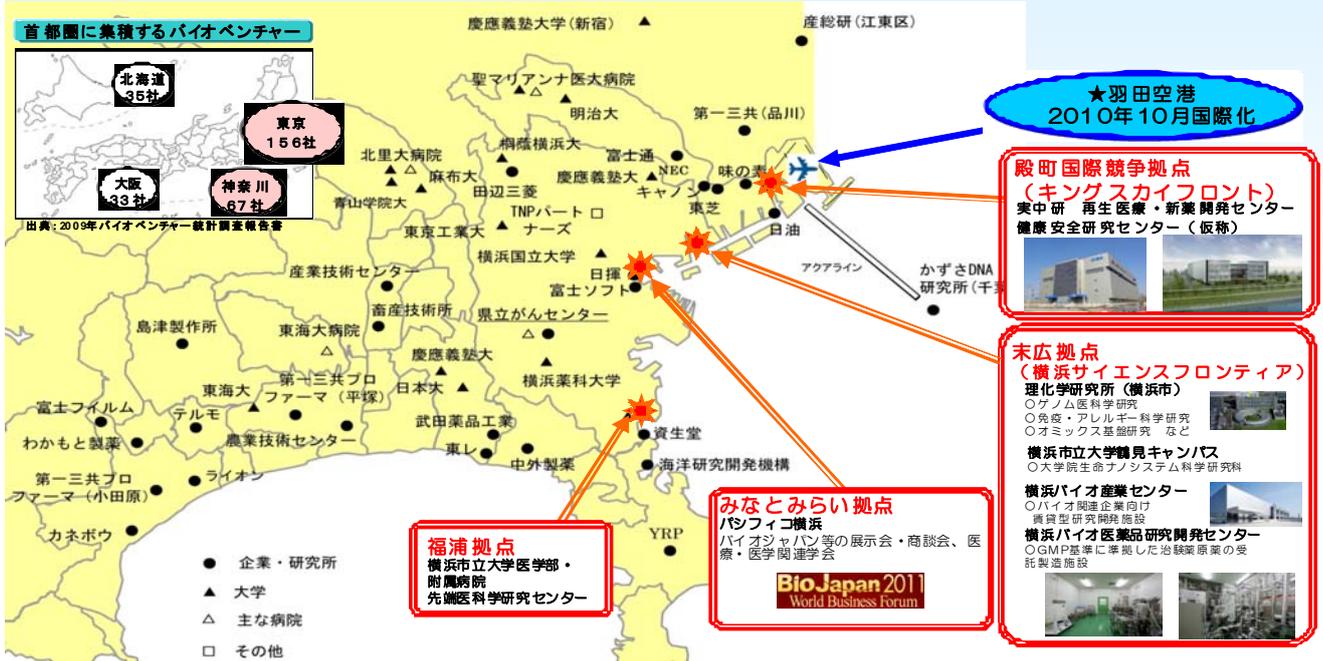
- 1 関係府省の既存の予算制度の枠にとらわれない柔軟な対応
- 2 総合特区推進調整費を指定地域へ直接交付する制度の創設

【提案の背景】

- ・ 総合特区制度における総合特区推進調整費は、「関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度の対応が可能となるまでの間、機動的に補完」することとされています。したがって、総合特区推進調整費の活用にあたっては、関係府省の予算制度に合致した事業である必要があります。
- ・ 「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」では、個別化医療・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発を行い、国際競争力の強化を行うものであることから、既存の関係府省の予算制度の枠に該当しない事業であっても、新たな制度を設けるなど関係府省が柔軟に対応されるよう内閣府から関係省への働き掛けが必要です。
- ・ また、関係省庁の予算制度の枠に該当しない事業で、関係省の迅速な対応が困難な場合には、内閣府に予算計上された総合特区推進調整費を直接、指定地域へ交付する制度を創設するなど、総合特区の推進に向けた特段の配慮が必要で

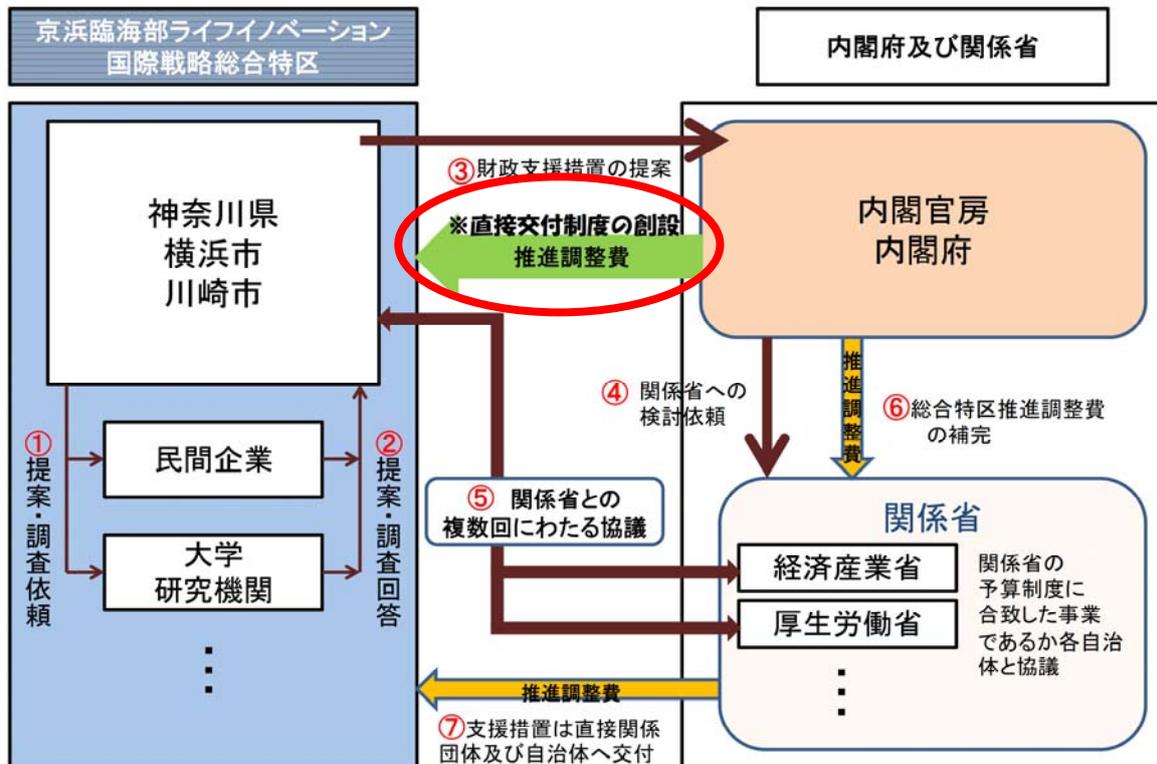
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

～ 指定区域と県内関連機関の集積状況 ～



【提案】指定地域へ直接交付する制度の創設

総合特区制度における財政上の支援措置フロー



提案の担当／政策局政策部政策課担当課長 鵜澤 聡明 TEL 045-671-4202
 経済局長戦略推進部新産業振興課国際戦略総合特区推進担当課長
 花内 洋 TEL 045-671-3591

環境未来都市の加速化に向けた制度的支援の強化（内閣官房、内閣府）

【提案内容】

- 1 環境未来都市の取組の基盤強化を図るための**環境未来都市整備促進法（仮称）の制定**
- 2 環境未来都市に適用する新たな総合特区制度など、**総合的・横断的支援制度の創設**
- 3 環境未来都市の加速化に向けた**交付金制度の創設及び財政支援額の拡充**

【提案の背景】

- ・ 環境未来都市構想に関して、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月閣議決定）においては、新法（環境未来都市整備促進法（仮称））を整備し、関係府省は、関連予算の集中や制度改革を含めた徹底的な支援を行うとしていましたが、現状ではこれらの動きは進んでいません。
- ・ 環境未来都市の各取組を進めていくためには、**環境未来都市の取組の基盤強化を図るための制度が担保されている必要があります**、新法の制定が必要です。
- ・ 選定都市は、環境、高齢化対応、経済・社会の活性化といった幅広い施策を総合的・横断的に推進する使命がありますが、各取組を進めていくための必要な支援を得るためには、現状、各府省の既存補助制度や総合特区制度などを利用する手続きを個別に行わなければならない、**環境未来都市の円滑な推進を妨げるおそれがあります**。このため、環境未来都市に適用する新たな総合特区制度など、**総合的・横断的支援制度の創設が必要です**。
- ・ 24 年度の本市施行事業において、「環境未来都市先導的モデル事業費補助金」の申請を予定していますが、本市が想定する申請希望に対して、国の補助金の予算規模が小さく、**案件を厳選せざるを得ない状況**となっています。よって、選定都市の裁量により、柔軟に運用できる**交付金制度の創設及び財政支援額の拡充が必要です**。

横浜市「環境未来都市」の取組

テーマ
01

【環境】世界の2大問題「低炭素・水」への挑戦

＜地域エネルギーマネジメントシステム(CEMS)の構築＞

- 再生可能エネルギーの大量導入や、効率的なエネルギー管理を可能とするCEMSの構築に取り組む横浜スマートシティプロジェクト(YSCP)を大規模な市民参加の下に進めます。
- YSCPにより得られた開発技術・成果などを、東日本大震災被災地の自治体と連携して展開・活用し、早期の復興、新たな都市づくりに貢献します。



＜上下水道技術の海外展開支援による、海外の水問題の解決への貢献＞

- 「横浜水ビジネス協議会」〔137社・団体(H24.3.1現在)と横浜で構成〕の活動を通じ、民間企業の多様な上下水道技術と、市の運営ノウハウ等を連携させ、市内企業等の海外展開を支援します。
- JICAと連携し、ベトナム中部17省・1市での水道事業体の人材育成・実践的訓練の枠組みづくりを行うほか、水道局が設立した「横浜ウォーター（株）」と連携して、海外水道事業に関するコンサルティング・研修員の受入れを行い、海外水道事業の課題解決に取り組めます。

テーマ
02

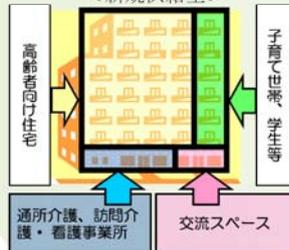
【超高齢化対応】人々がつながり、暮らしやすい地域づくり

＜横浜型高齢者活躍プロジェクト＞

- 市民一人ひとりが、楽しみながら健康の維持・増進に取り組む仕組みづくりを進めるとともに、元気な高齢者が地域で活躍できる機会を提供していきます。
- 元気な高齢者の活躍が、地域のつながりや新たなビジネスを生み、横浜市全体が活性化することを目指します。

＜持続可能な住宅地モデルプロジェクト・よこはま多世代・地域交流型住宅の供給促進＞

「横浜型支え合い住宅」イメージ
＜新規供給型＞



地域による支え合い＜栄区公田町団地＞



左上：地域子育て
右上：毎週の朝市
右下：サロンでの交流

- 大規模団地や、鉄道沿線住宅地などの生活圏をモデルに、生活支援機能の充実、学校・医療・福祉連携などにより、温かでコンパクトなまちをつくります。
- 高齢者の方が介護が必要になっても、子育て世帯などとともに、安心して住み続けられる生活支援サービスや交流スペースなど必要な機能を備えた賃貸住宅の整備促進に取り組みます。

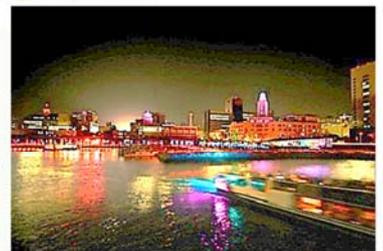


テーマ
03

【地域活性化】アジア・世界の文化発信・産業拠点化

＜グローバルな都市ブランドの確立＞

- 美術・ダンス・音楽の3つのヨコハマ・アート・フェスティバルを継続的に開催し、世界に誇れる文化芸術都市を創出します。また、歴史的建造物や空き家のある民間ビル等の活用などにより、アーティスト・クリエイターの創作・発表・滞在の場である「創造界限」を形成します。
- 観光都市・国際コンベンション都市としての魅力、機能をより一層高めるため、誘客事業やMICE誘致・開催の充実を図ります。



スマートイルミネーション横浜一省エネ技術とアートでつくる「もうひとつの横浜夜景」
《インナーハーバークルーズ光の航跡》
演出：高橋匡太 ガイド：横浜シティガイド協会 Photo: Hideo Mori
会場：象の鼻テラス/横浜三塔（神奈川県庁本庁舎/横浜税関/横浜市開港記念会館）

横浜西口駅ビル計画
(イメージ)



横浜バイオ産業センター



＜イノベーションを生み続ける産業拠点の形成＞

- 特定都市再生緊急整備地域への指定を得て、中心部においてグローバル企業の本社機能・研究開発拠点の誘致に向けた拠点整備を行うとともに、企業立地促進条例を活用した誘致活動を積極的に行います。また、国際戦略総合特区の指定を得て、京浜臨海部に国際競争力あるライフサイエンス拠点を形成します。
- 就労・企業支援等女性の社会進出支援や、子どもたちの社会に関わり貢献する力の育成を進めます。

特定都市再生緊急整備地域における支援制度等の強化（内閣官房、国土交通省）

【提案内容】

- 1 「国際競争拠点都市整備事業」について、国際競争力強化に繋がるよう、MICE機能の強化に活用できる補助制度の拡充
- 2 地域の実情に即した帰宅困難者対応を促進するため、都市再生安全確保計画制度の拡充
 - (1) 特例制度について対象を既存建築物に拡大及び税制優遇を導入
 - (2) 国費補助の対象を発災時に公共的役割を担うビル所有者に拡大

【提案の背景】

- ・ 横浜都心・臨海地域（横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、北仲通地区）は、平成 24 年 1 月に「特定都市再生緊急整備地域」として指定され、この制度を生かした国際競争力強化の更なる加速化を図っています。
- ・ 当地域では、民間事業者による再開発等の大型プロジェクトが進行しているとともに、地区内の一体化に資する都市拠点インフラ整備を進めており、これを支援する「国際競争拠点都市整備事業」が適用可能となっていますが、適用対象事業が限定的となっています。そこで、国際競争力強化に繋がるよう、成長に必要な都市インフラとしてのMICE機能の強化に活用できる補助制度の拡充が必要です。
- ・ また、横浜都心・臨海地域には、一日約 200 万人の乗降客を有する横浜駅があり、発災時には多くの帰宅困難者の発生が予想されることから、地元関係者と行政で構成する「横浜駅周辺混乱防止対策会議」において、対応の検討や訓練などを進めています。
- ・ 国において、都市再生安全確保計画制度が創設され、新築時の建築確認等の迅速化などの特例措置が設けられましたが、当地域の防災性の向上のためには、既存建築物における帰宅困難者と備蓄への対応が喫緊の課題となるため、特例制度の対象を既存建築物へ拡大すること及び税制優遇を導入することなど、課題の解決に結びつく制度の拡充が必要です。

■国際競争拠点都市整備事業の補助対象の拡充

＜現行の補助制度＞

- ・道路の新設又は改築
- ・鉄道施設の建設又は改良
- ・バスターミナルの整備
- ・鉄道駅周辺施設の整備
- ・市街地再開発事業
- ・土地区画整理事業

拡充

＜拡充後の補助制度＞

現行制度に加えて、
都市インフラとしての
・MICE機能の強化（施設の機能更新等）
を追加

■帰宅困難者対応を促進するための制度拡充

＜現行の制度＞

特例制度

内容：建築確認の迅速化、容積率の緩和等

対象：新規建築物

国費補助

対象：協議会または市町村
※都市再生安全確保施設（備蓄倉庫等）の整備等、都市安全確保計画に記載された事業の実施に対し国費補助

拡充

＜拡充後の制度＞

現行制度に加えて

特例制度

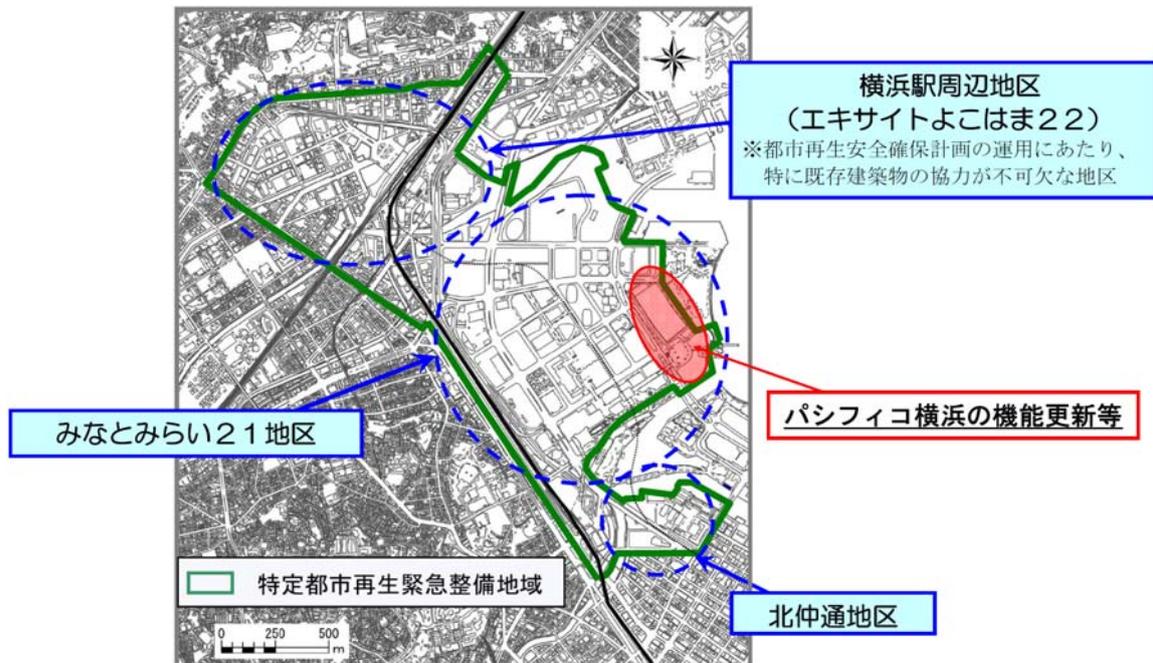
内容：税制優遇（所得税、法人税等）を追加

対象：既存建築物を追加

国費補助

対象：発災時に公共的役割を担うビル所有者を追加

■横浜都心・臨海地域（特定都市再生緊急整備地域）



提案の担当／都市整備局企画部企画課長

都市整備局都心整備・みなとみらい21推進部都市再生推進課横浜駅周辺等担当課長

文化観光局観光コンベンション振興部コンベンション振興課施設担当課長

鈴木 健一 TEL 045-671-2005

前中 良介 TEL 045-671-3679

桐原 和博 TEL 045-671-4262

新たな大都市制度（特別自治市）の早期実現 （内閣府、総務省）

【提案内容】

大都市が果たしている役割にふさわしい総合的・一体的・主体的な大都市経営を行うことが可能となる、**新たな大都市制度（特別自治市）の早期実現**

【提案の背景】

- ・ 現行の地方自治制度では、大都市であっても一般市と同じ枠組みの中で一部特例的な扱いに過ぎず、大都市がその能力を十分に発揮できるような制度的な位置付けがされていません。今後、大都市としての行政課題を解決し、さらに経済成長拠点としての役割を担っていくためには、指定都市制度の抜本的な見直しが必要です。
- ・ 大都市といっても、その地域によって事情が異なり、それぞれが抱える課題も異なることから、大都市制度については、地域の多様性を十分に考慮した制度とすべきです。
- ・ 本市では、平成 22 年 5 月に「新たな大都市制度創設の基本的考え方《基本的方向性》」を策定し、本市に最もふさわしい大都市制度である「特別自治市」の基本的枠組みを定めた。本年度は本市の基本的姿勢と制度的枠組みを具体化した「横浜特別自治市大綱」を策定していく予定です。
- ・ 大都市制度のあり方については、現在、第 30 次地方制度調査会において議論されているところですが、国におかれましては、本市の意見や提案を十分に踏まえ、新たな大都市制度（特別自治市）の早期実現を図るため、法整備に向け積極的に取り組んでいただくことを要望します。

◆特別自治市制度創設が求められる背景・必要性

- 高齢化は大都市部において、より深刻な状況になることが予測されており、それに伴う老人福祉費の伸び率も大都市部で急増することなどへの対応が求められる。
- 横浜市は市民税に占める個人市民税の割合が非常に高いことなど、人口減少は他の指定都市に比べ、横浜市の税収に影響を与える可能性がある。
- 都市機能を維持するために必要な施設が老朽化に伴う機能更新時期を次々と迎える。
- 我が国の国際競争力は低迷し、存在感や影響力は一層低下している。横浜市のような大都市には、これまで以上に我が国の経済をけん引する役割を果たしていく責務がある。
- 横浜市が大都市の役割に見合った権限と財源を持つことで国際競争力が高まり、経済の活性化とともに福祉、防災など市民生活の安心を実現するための施策を充実させることができるようになる。



横浜市が大都市としての行政課題を解決し、さらに経済成長拠点としての役割を担っていくためには、指定都市制度の抜本的な見直しが必要である。

◆横浜特別自治市制度の骨子

①特別自治市は、原則として、現在県が横浜市域において実施している事務及び横浜市が担っている事務の全部を処理する。

②特別自治市としての横浜市は、市域内地方税（現行の県税のうち横浜市域部分と市税の全て）を賦課徴収する。

※県内の税収の市町村別構成比と人口構成比はほぼ一致しており、また横浜市を除いた県内 32 市町村中 20 市町村が横浜市よりも財政力指数が高い（平成 22 年度）ことから、「大都市だけが財政的に突出し、大都市が府県から独立することにより残存地域の利益が損なわれる」状態であるとは言えない。

③近接市町村を合わせた圏域を設定し、定住自立圏の仕組みに準じた近接市町村との水平的・対等な連携協力関係を維持・強化。また、広域防災や環境対策など広域的な課題解決に支障が生じることのないよう、県との間に法律による協議の場を設置する。

④特別自治市内部の自治構造は、特別区のような新たな自治体をつくるのではなく、都市（市域）全体で一体的なまちづくりや地域間のバランス調整、行政運営の効率性と住民自治を両立できる行政区とする。

※適正な区政が行われるよう、区民の代表が区政を民主的にチェックする仕組みを構築する。区政における住民の参画機会の仕組みや、地域の様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組む場の拡充など新たな仕組みづくりを進める必要がある。

地方分権改革の推進（内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

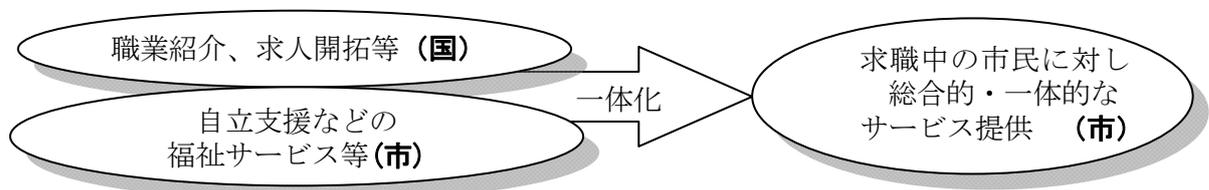
【提案内容】

- 1 基礎自治体である指定都市への事務・権限移譲及び国の義務付け・枠付けの見直し等の一層の推進
- 2 事務・権限の移譲にあたって、指定都市の自主財源の充実強化

【提案の背景】

- ・ 指定都市である本市は、今後、急激な少子高齢化の進展、大量の公共施設の更新需要への対応など、必要な行財政需要により効率的・効果的に対応することが求められています。
- ・ そのためには、国や道府県が持つ事務・権限の指定都市への移譲及び国の義務付け・枠付けの見直しを一層推進していくことが必要です。
- ・ 国、道府県と大都市である指定都市との関係では、現在でも仕事量に見合った税財源配分となっていないという課題があり、国や道府県から指定都市への事務・権限移譲にあわせて、抜本的な税源移譲を実現し、指定都市の自主財源を充実強化することが不可欠です。
- ・ なお、それが実現するまでの間は、負担の先送りである臨時財政対策債の措置を廃止するとともに、法定率の引上げ等によって、必要な地方交付税総額を確保すべきです。
- ・ また、地域自主戦略交付金については、対象事業の拡大や補助率の撤廃を行うなど、地方の自由度をより高める制度の改善を行ったうえで、総額が安定的に確保されることが必要です。
- ・ 更には、本年度施行の外国人住民にかかる住民基本台帳法制度改正など、全国統一的な事務を指定都市が実施する場合、国が示す事務処理基準等は県を経由して通知されていますが、迅速な事務執行の観点から、大都市である指定都市に対しては、道府県を経由せずに、通知・内容照会等に対応していただくことが効率的・効果的です。

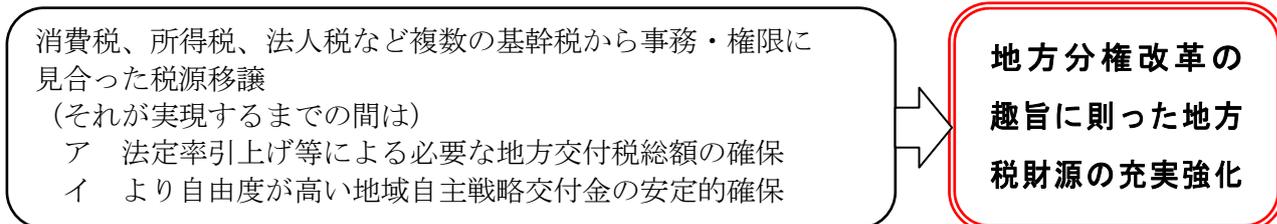
1 ハローワーク（国の出先機関）の事務・権限の指定都市への移譲



2 指定都市への事務・権限移譲及び国の義務付け・枠付けの見直し等の主な項目

分野	現状、本市の提案、提案の効果	
私立幼稚園	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所待機児童の解消に向け、幼稚園についても貴重な保育資源として位置付けることが必要となっている(市内の幼稚園は全て私立) ・私立幼稚園にかかる事務・権限が道府県にあるため、資源を有効に活用できていない
	提案	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校審議会の設置運営、私立幼稚園への運営指導及び補助金交付等にかかる権限を指定都市に移譲
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本市として、私立幼稚園を保育所等と同じ貴重な保育資源にも位置付け、総合的な子育て支援施策に取り組むことができる
都市計画	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の将来像を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限は道府県にあるため、地域の実情にあった都市づくりを展開できない ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」の決定に際して、国への協議、同意が必要であり、自立した都市づくりの支障となっている
	提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を指定都市に移譲 ・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等の決定に際する国への協議、同意の廃止
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本市としての更なる総合的・一体的な都市づくりが可能となる
災害対策	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両の許可は、市町村で判断できず、各事業所が道府県公安委員会に申請を行う
	提案	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両の確認(通行許可)権限を指定都市に移譲
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市がその被災の実情に合わせ、迅速かつ的確な対応が可能となる
国が道府県に設置する各種基金の造成	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・安心こども基金や緊急雇用創出事業臨時特例基金などの基金を財源としている事業は、本来臨時的でなく恒常的に実施すべきものである ・基金の造成主体は、道府県となっており、基金事業において、地域の実情に応じた効果的な施策を迅速に展開できない
	提案	<ul style="list-style-type: none"> ・基金事業の進捗状況に応じ必要なものは期間を延長 ・基金の造成を指定都市にも可能にする措置
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となる
各府省から指定都市への連絡方法	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度施行の外国人住民に係る住民基本台帳法制度改正など、全国統一的な事務を指定都市が実施する場合、国が示す事務処理基準等は道府県を通じて通知される ・国通知等を道府県経由にすることで、指定都市までの情報伝達に多くの時間を費やし、迅速な事務執行が妨げられる可能性がある
	提案	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁からの連絡事項に関して、迅速な事務執行の観点から、大都市である指定都市に対しては、道府県を経由せずに直接通知・内容照会等に対応
	効果	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す基準等が早期に周知され、指定都市の迅速な事務執行が可能となる

3 指定都市の自主財源の充実強化



提案の担当/政策局大都市制度推進室大都市制度推進課担当課長 五月女 貴 TEL 045-671-2109
 財政局財政部財源課長 上野 圭介 TEL 045-671-2185

放射線対策の推進（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

【提案内容】

- 1 放射性物質汚染対処特措法における指定対象外地域での高濃度放射性物質汚染堆積物、土壌等への対応
 - (1) 国の責任による対応方針と具体的な処分方法の明示及び最終処分場の確保
 - (2) 国の基準及び基準に基づく処分方法等の安全性について国民への周知
 - (3) 国による対策費用の確保
- 2 本市の放射線対策費用に対する東京電力株式会社の賠償履行に関する国の必要な措置の実施
- 3 原子力災害発生時における隣接市町村の情報共有体制等の強化
 - (1) 原子力防災管理者の通報・報告義務対象に隣接市町村長を追加
 - (2) 原子力事業者の応急措置概要の通報・報告義務対象に隣接市町村長を追加

【提案の背景】

- 1 放射性物質汚染対処特措法における指定対象外地域での高濃度放射性物質汚染堆積物、土壌等への対応
 - ・放射性物質汚染対処特措法において、「除染特別地域」及び「汚染状況重点調査地域」であれば、堆積物の除去等の除染対策にかかる費用については、国の予算措置の対象となります。
 - ・しかし、上記地域に指定されていない場合、局所的高濃度放射性物質汚染堆積物等の取扱いについては、法的枠組みや予算措置等が存在しない状況です。
 - ・指定地域外である本市においても、いわゆる都市濃縮等により高濃度の放射性物質が集積する場所があることを確認しています。

- ・除去・清掃等を行った場合の取扱いについては、「地域」での線引きで対応するのではなく、放射能濃度等の汚染実態を根拠とした処理方針等の明確な位置付けを行い、国による対策・処理にかかる裏付けが必要です。

2 本市の放射線対策費用に対する東京電力株式会社の賠償履行に関する国の必要な措置の実施

- ・本市では、発災直後から現在に至るまで、市民の日々の暮らしの安全、安心の確保のために様々な放射線対策を講じており、平成 23 年度に本市で負担した費用は総額で約 14 億 1,200 万円となっています。
- ・これらの費用は、原子力発電所の事故に起因するものであることは明らかであり、横浜市民の税や使用料で賄われるべきではなく、東京電力株式会社に対して、費用請求を行いました。
- ・東京電力株式会社では、原子力損害賠償紛争審査会が定める中間指針やその追補等を踏まえ、地方自治体に対しても賠償の支払いを始めていますが、いまだ十分な賠償が行われていない状況です。
- ・国の責任において、原子力損害賠償紛争審査会による詳細な賠償基準を定め、地方自治体の行う放射線対策費用に対する賠償が円滑に行われるよう強く指導するなどの必要な措置を早急を実施していただくことが重要です。

3 原子力災害発生時における隣接市町村の情報共有体制等の強化

- ・市民の生命、身体及び財産の保護は地方自治体の基本的な責務であり、迅速かつ的確に災害情報を入手し、市民に提供することや、さらには、防護措置及び避難誘導等に向け、専門知識を有する主務省等の職員派遣を依頼することなどは、自治体の責務を果たすうえで非常に重要です。
- ・現行制度では、原子力事業所において、政令で定める基準以上の放射線量が検出された場合や原子力災害等が発生した場合などにおいても、当該事業所が事態等の内容や概要を隣接する市町村へ通報・報告する義務はなく、迅速な応急対策に支障を来すことが考えられます。

提案の担当／健康福祉局健康安全部放射線対策担当課長	小川 信也	TEL 045-671-2468
財政局財政部財源課長	上野 圭介	TEL 045-671-2185
消防局危機管理部危機対処計画課長	小野寺 勝	TEL 045-671-4095

被害認定調査等の充実強化（内閣府）

【提案内容】

- 1 被害認定調査及びり災証明書の発行事務に関する法的根拠の明確化
- 2 被災自治体の枠を超えた、国による広域的な仕組みづくり
- 3 被災者生活再建支援制度の対象要件緩和及び対象拡大

【提案の背景】

- ・被害認定調査については、被害程度の判定基準等を定める、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施しています。
- ・調査の実施や証明書の発行に関する法的な根拠がないことから、実際の運用は各自治体の裁量に任されているため、同程度の被害であっても周辺自治体との判定が異なり、各種被災者支援制度を適用する上で不公平を生じることが危惧されています。
- ・そこで、被害認定調査に関する制度及びり災証明書の発行に関して法的根拠の明確化を図ることが必要です。
- ・あわせて、被害認定調査に従事する職員不足が予想される大規模災害時においても、被害認定調査がより円滑に行われることが求められるため、各自治体の執行体制の強化に結びつくよう、被災地の地方自治体の枠を超えた、広域的な仕組みづくりも必要です。
- ・東日本大震災により、本市内においても液状化により住宅やその付帯施設（機械式駐車場等）に被害が発生しました。そのため、本市独自の被災者への支援制度を設け、対応を行ってきましたが、付帯施設等を含め、大規模改修等に莫大な費用が必要なことから、いまだに復旧が進んでいない状況です。そのため、被災者生活再建支援制度の世帯要件の緩和及び付帯施設などへの対象拡大を提案します。

本市独自の液状化被害住宅等緊急支援事業

	横浜市液状化被害戸建住宅等緊急支援事業	横浜市液状化被害等マンション緊急支援事業
目的	東日本大震災により被害が発生した戸建て住宅等に対し被害住宅の補修工事等に係る費用の助成を行う	東日本大震災により大規模な被害を受け、日常生活に支障をきたしている横浜市内のマンションに対して、共用部分等の復旧等工事に要する費用の一部助成を行う
対象工事	戸建住宅等について、 ①東日本大震災にかかり災証明により【半壊以上】と認定された住宅に対して行う、『住宅の補修工事』及び『地盤改良工事』 ②東日本大震災にかかり災証明により【一部損壊】と認定された住宅のうち地盤に起因する被害が発生したものに對して行う『地盤改良工事』	地階を除く階数が3階以上であり、 ①り災証明により【全壊】【大規模半壊】と認定された共同住宅 ②り災証明により【半壊】【一部損壊】等に認定され、機械式駐車場等が大規模な被害により使用不能である等の条件を満たした共同住宅 について、共同住宅の当該共用部分等の復旧等工事
上限金額	150万円	次に掲げる金額のうち、いずれか低い額 ・1,000万円 ・10万円 × 住戸数

提案の担当／消防局危機管理部危機対処計画課長

小野寺 勝 TEL 045-671-4095

財政局公共施設・事業調整部公共施設・事業調整課保全・利活用計画担当課長

日下 啓二 TEL 045-671-3801

建築局住宅部住宅計画課長

小池 政則 TEL 045-671-2917

市内米軍施設の返還と跡地利用への支援等 (内閣府、財務省、国土交通省、防衛省)

【提案内容】

1 市内米軍施設・区域の早期全面返還

- (1) 返還方針が合意されている4施設・区域の早期返還
- (2) 返還合意施設以外の施設・区域の返還促進

2 跡地利用の具体化に向けた支援等

- (1) 上瀬谷通信施設への基幹的防災拠点整備など国事業の実施や本市事業に対する国の支援
- (2) 国有地の無償利用など、地元及び市の意向の尊重
- (3) 土壌汚染対策・工作物処理等の迅速かつ適切な対処

3 米軍施設及び返還施設周辺的生活環境の維持向上

- (1) 上瀬谷通信施設における環状4号線整備への国の協力
- (2) 根岸住宅地区に囲まれた日本人居住者への適切な対応
- (3) 災害や感染症発生等への適切な対応と情報提供の徹底
- (4) 市民生活の安全性に配慮した施設管理の徹底

4 池子住宅等建設に関する地元要望の最大限の尊重

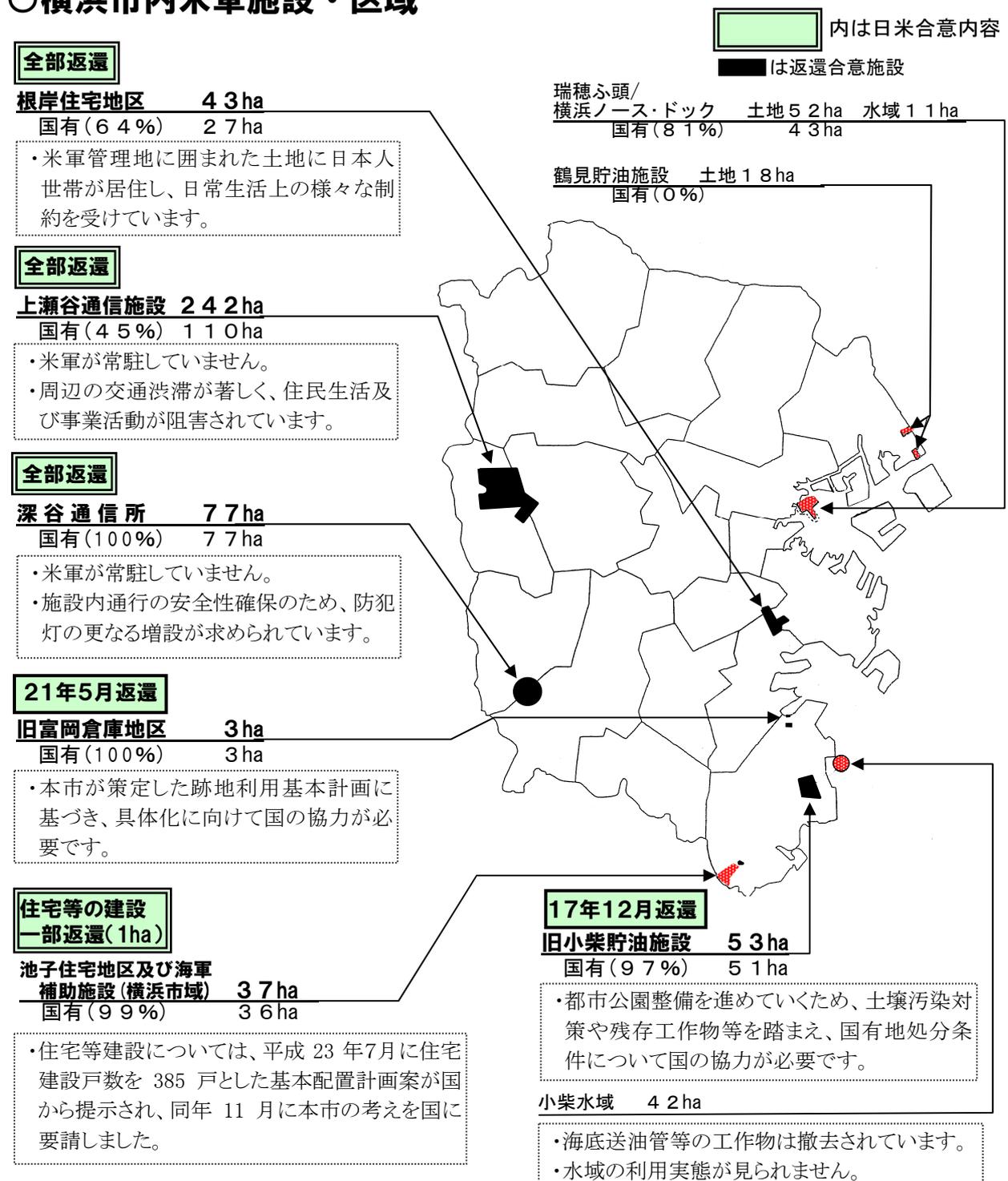
- (1) 自然環境の保全、施設周辺的生活環境の維持向上
- (2) 地元をはじめ市民への適時・適切な説明と情報提供
- (3) 地元要望を尊重した適切なプロセス・手続の確保
- (4) 飛び地の利用、道路整備等地域まちづくりへの協力

【提案の背景】

- ・ 横浜市内には、他の大都市には例を見ない米軍施設（約470ヘクタール）が存在し、都市づくりを進める上での大きな障害となっています。
- ・ 戦後の接收以降、横浜市民は多大な負担を被ってきており、これまでの経緯を踏まえ、返還によるメリットが市民にもたらされるよう、公共公益的な利用の促進や国有地の処分条件の配慮、財政的な支援が求められています。

- ・ 交通渋滞の緩和など市民生活の改善に向けた上瀬谷通信施設内の環状4号線の早期整備には財政的支援が必要です。
- ・ 施設の管理については、市民生活の安全性に配慮した防犯・防火対策など適切な措置を講じることが必要です。
- ・ 今後返還される施設についても、土壌汚染や残存工作物等の状況を調査し、その結果を踏まえ適切な措置を講じることが必要です。

○横浜市内米軍施設・区域



待機児童解消持続のための保育サービスの質と量の確保（内閣府、厚生労働省）

【提案内容】

- 1 保育士確保に向けた取組強化
 - (1) 保育士の処遇改善につながる助成制度の創設
 - (2) 都市部における保育所運営費の加算
- 2 事業所内保育施設設置・運営用助成金制度の拡大
 - (1) 最長10年とされている運営費の支給対象期間の延長
 - (2) 1事業主または事業主団体につき1施設に限られている支給対象要件の廃止
- 3 「子ども・子育て新システム」への円滑な移行に向けた取組
 - (1) 地方自治体の意見の十分な反映
 - (2) 「安心こども基金」と同等の財政措置の継続及び地域の実情に応じた柔軟な運用

【提案の背景】

- ・本市は、平成25年4月の待機児童解消を目標として、現在、様々な対策に取り組んでいるところです。
- ・「子ども・子育て新システム」に関連する3つの法案が国会において審議されており、今後も保育サービスの量的拡大が必要と見込まれます。量的拡大に伴って、保育士も一層必要になりますが、現時点でも保育士の確保は非常に困難な状況です。
- ・保育士の確保を図るためには、保育士が将来の展望を持って働き続けられるよう、能力や経験に応じた処遇が適切になされる必要があることから、保育士確保に向けた取組の強化が必要です。
- ・保育サービスの量の確保という視点では、仕事と家庭の両立支援対策として事業所内保育施設の設置推進も必要です。
- ・また、待機児童を解消した後にも、保育の質と量の確保について、きめ細かい取組を持続していくことが必要であり、「子ども・子育て新システム」への円滑な移行に向けては、地方自治体の意見の十分な反映や、「安心こども基金」と同等の財政措置の継続等が必要です。

保育サービスの質と量の確保

1 保育士確保に向けた取組強化

現状

- ・資格を持っていても保育士として働かない現状
- ・現行の給与水準では、(特に都市部において)生活維持が困難
- ・長期間従事しても給与が上がらない
- ・本市の保育士の平均勤続年数6年

保育士の能力や経験に応じた処遇の改善が必要

提案

- ・保育士の経験年数に応じた賃金の設定をはじめとする、処遇改善に取り組む事業者に対する助成制度の創設
- ・保育士確保の困難な都市部における保育所運営費の加算

2 事業所内保育施設設置・運費用助成金制度の拡大

現状

<支給要件>

- ・過去に国等から事業所内保育施設の設置に係る費用の支給を受けていないこと

<支給期間>

- ・支給期間は連続する10年間の限度とする

各都市に支店等があっても、1か所しか国の補助は受けられない

保育所運営費に類する補助の考え方が必要

提案

制限なしへ

期間延長へ

3 「子ども・子育て新システム」への円滑な移行に向けた取組

※地方自治体の意見の十分な反映が必要

現状

安心こども基金

[安心こども基金を財源とする主な事業]

- ・保育所緊急整備事業
- ・家庭的保育事業
- ・認可外保育施設運営支援事業

[事業実施期間]

- ・24年度末まで

保育所待機児童解消持続に向けた各事業の継続が必要

県から市町村への交付のため、迅速・柔軟な対応が困難

提案

- ・25年度も同等の財政措置が必要

- ・指定都市に直接基金を造成もしくは、包括的な財源配分

提案の担当/こども青少年局緊急保育対策部緊急保育対策課長 伊東 裕子 Tel 045-671-3955
 こども青少年局子育て支援部保育運営課保育運営担当課長
 本間 睦 Tel 045-671-2386
 こども青少年局子育て支援部子育て支援課長 春原 隆之 Tel 045-671-2701

困難を抱える若者に対する総合的な自立支援の充実（内閣府、厚生労働省）

【提案内容】

パーソナル・サポート・サービス事業の充実

- 1 困難を抱える若者の総合的な自立支援施策が構築できる制度として、**パーソナル・サポート・サービス事業の本格実施**
- 2 **直接給付も含めた支援を可能とする制度拡充**

【提案の背景】

- ・平成 21 年度の内閣府実態調査によると、15 歳から 39 歳までのひきこもり状態にある若者は、全国で約 70 万人と推計されており、人口比から推計すると、横浜市内では、約 2 万人と推計されます。
- ・市内の若者の生活保護受給状況については、1995 年と 2010 年の生活保護受給率を比較すると、10 代が 3.5 倍、20 代が 4.4 倍、30 代が 3.8 倍にも増加しており、全国の全世代平均 2.6 倍増と比較して、本市の若者の生活保護受給者数は非常に高い伸び率を示しています。
- ・若年層の失業率も、他の世代と比較して、依然として高止まり状態にあり、日本の将来を担うべき若者の雇用環境は悪化の一途をたどっています。増大する社会保障費の削減や税源の確保のためにも、若者に対する支援を積極的に行う必要があります。
- ・また、若者の自立を支援するためには、相談支援だけでなく、個別の状況に応じて、共同生活による生活支援や、社会体験活動、就労訓練などを段階的に実施していく必要があります。
- ・22 年度から実施している、パーソナル・サポート・サービス・モデル事業については、現在、相談支援に重点が置かれ、直接給付ができない制度となっています。
- ・総合的な自立支援施策を実施するため、共同生活のための住居提供や、就労訓練の際に支援対象者に交通費を支給することなど、直接給付も含めた支援が可能となるよう制度を拡充し、早期に事業を本格実施することが必要です。

○パーソナル・サポート・サービス・モデル事業

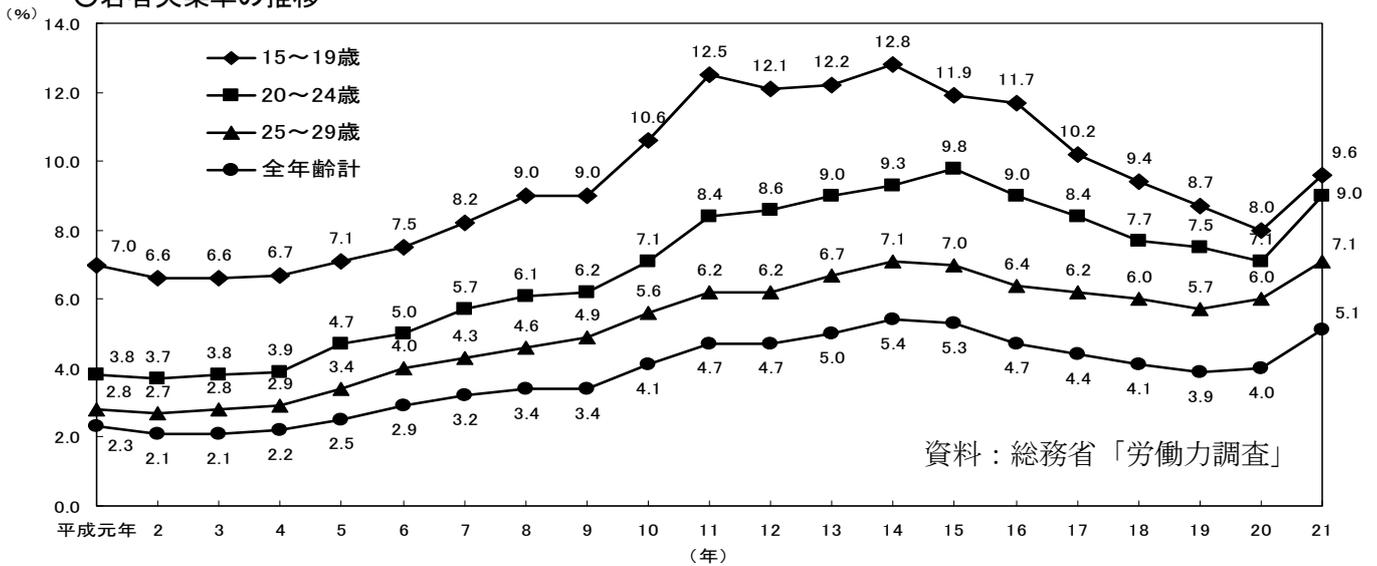
様々な社会的排除のリスクに直面している者に対して、日常生活自立、社会的自立及び経済的自立に向けて、当事者のニーズに合わせ個別的・包括的・継続的な支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化に向けたモデル事業

<本市における事業概要>

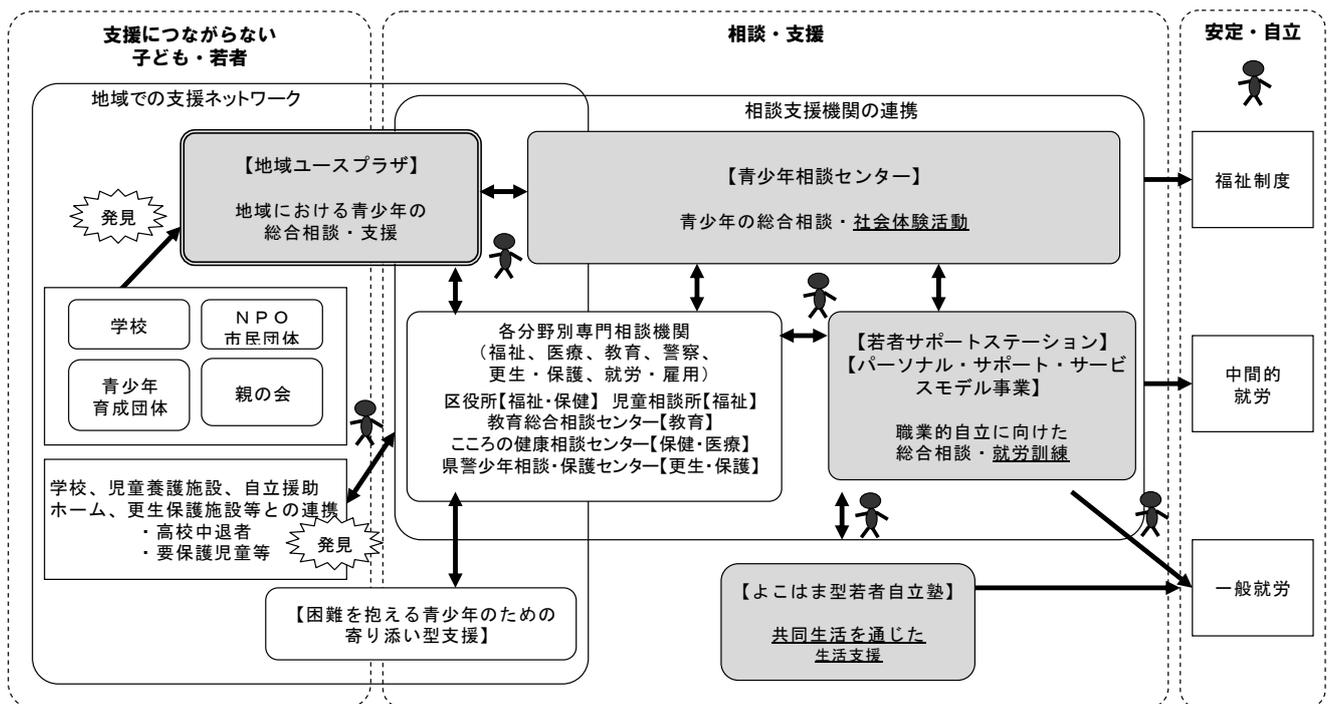
若者サポートステーション等と連携し、経済的な困窮や、障害、疾病の疑いがあるなど複合的な課題を抱える若者に対する伴走的な支援を実施

実施場所	平成 23 年度実績
生活・しごと∞わかもの相談室	来所者数 3,069 人、就労者数 59 人
湘南・横浜若者サポートステーション分室	来所者数 6,315 人、就労者数 36 人

○若者失業率の推移



本市の困難を抱える若者に対する総合的な自立支援施策 イメージ図



子どもの医療費助成の充実に向けた環境整備 (厚生労働省)

【提案内容】

各自治体が実施する子どもの医療費助成制度の安定運営及び拡充に向けた環境整備のため、**義務教育就学前児童の医療費に対する自己負担額を1割に引き下げる健康保険法等の改正**

【提案の背景】

- ・少子化の流れに歯止めをかけ、社会の活力を維持していくためには、子どもを生き育てやすい社会の実現を目指して、国を挙げて子育て支援施策を充実させることが喫緊の課題です。
- ・とりわけ、子どもの医療費助成は、すべての子どもに関わる施策であり、子育て世代の関心及び期待が大きい状況ですが、助成水準は財政状況等により自治体間に格差があります。
- ・国は、平成20年4月に義務教育就学前までの医療費について、健康保険制度の自己負担割合を2割に軽減する健康保険法等の改正を実施しましたが、医療費助成に係る自治体の負担は依然として大きなものとなっており、制度運営にあたって各自治体は財源の確保に苦心しています。
- ・そこで、義務教育就学前児童の医療費に対する健康保険の自己負担割合を更に引き下げ、国が子どもの医療費助成に係る自治体の負担を軽減することで、各自治体の安定的な制度運営を可能とするとともに、単独事業として制度を拡充できる環境を整備することが必要です。

横浜市の小児医療費助成制度の対象年齢と助成範囲

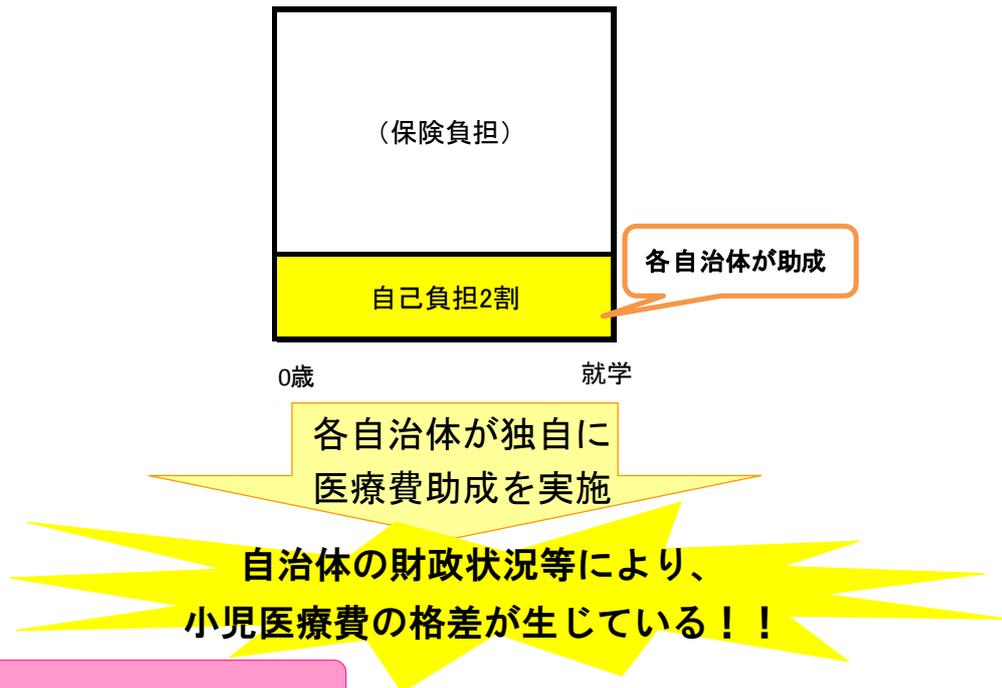
※保険診療の一部負担金を助成

年齢	対象診療	所得制限
0歳	通院・入院	なし
1歳～ 小学校就学前★	通院・入院	あり
小学校入学～ 中学校卒業	入院	あり

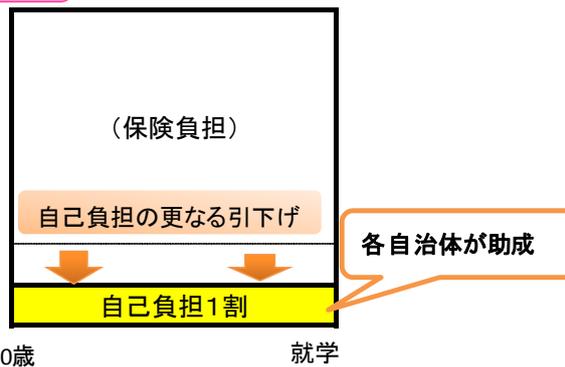
★H24年10月から小学1年生までに拡大

小児医療費助成の現状

◆…0歳児～就学未満は、2割負担



要望事項



本来、医療費助成は、全国どの市町村に住んでいても同じ水準で受けられるのが望ましい。

義務教育就学前児童に対する医療費の自己負担額を1割に引き下げる健康保険法等の改正を行うこと。

生活保護制度に係る抜本的な見直しの実施 (厚生労働省)

【提案内容】

時代に即した生活保護制度の早急な見直しの実施

1 生活保護に至る前のセーフティネット施策の構築

- (1) 年金・雇用保険制度等の社会保障制度の見直し
- (2) 第二のセーフティネット施策の再構築による強化
- (3) ホームレス施策に対する全額国庫補助の継続

2 自立を後押しする制度への転換

- (1) 就労支援事業等への全額国庫補助の継続
- (2) 就労による自立のインセンティブを与える制度の構築

3 市民から信頼される不正を許さない制度への転換

- (1) 不正受給の徴収金について、自己破産に伴い免責とされることがないようにするとともに、保護費から差し引きを可能とする法改正
- (2) 関係機関に対する調査権限の拡大
- (3) 生活保護費を搾取するような事業の規制等

【提案の背景】

1 生活保護に至る前のセーフティネット施策の構築

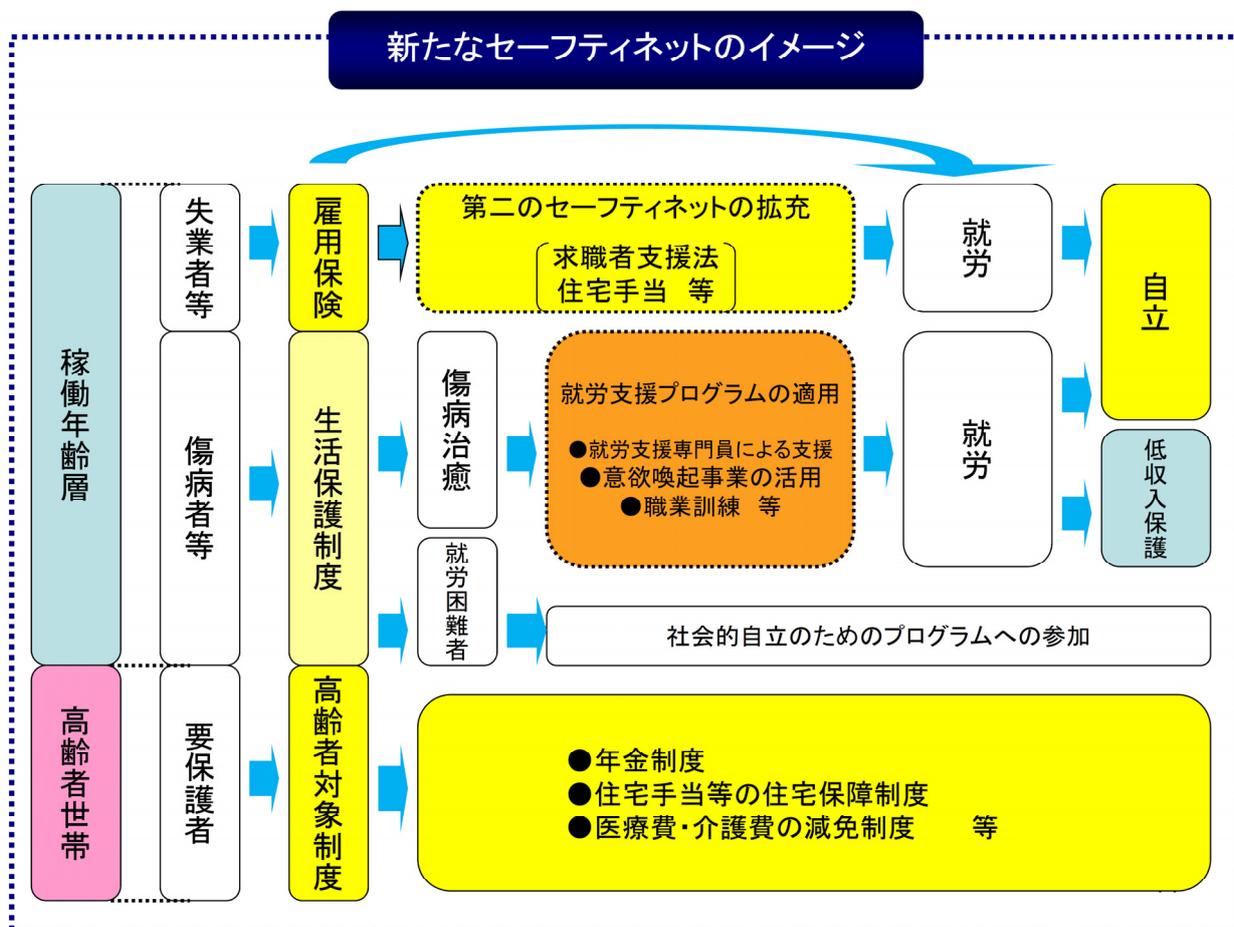
- 最後のセーフティネットである生活保護が、年金制度を補完する役割や、労働施策で行うべき失業者への生活保障の役割を担っており、**社会保障制度全般の抜本的な見直しが必要です。**
- 昨年度、求職者支援制度が恒久化されましたが、生活保護に至る前のセーフティネット施策はまだ不十分で、住宅施策を含めた**生活保護に至る前のセーフティネット施策の構築が必要です。**
- ホームレス対策は、国の責任で施策を実施し、財政面については全額国庫補助の継続が必要です。

2 自立を後押しする制度への転換

- ・ 地方自治体が積極的に自立支援施策を行うために、就労支援事業等への全額国庫補助の継続が必要です。
- ・ 生活保護廃止時に自立支度金等の給付を行うなど、就労による自立のインセンティブが働きやすくする制度への転換が求められています。

3 市民から信頼される不正を許さない制度への転換

- ・ 不正受給の徴収金は、自己破産に伴い免責されることがないようにするとともに、保護費から差し引いて支給できるように法改正が必要です。
- ・ 生活保護の決定に伴う調査については、資産・収入以外に調査範囲を拡大するとともに、金融機関等の回答を義務付けるべきです。
- ・ 生活保護費を搾取するような事業の規制と生活保護受給者の権利擁護を目的とした制度構築が必要です。



介護保険制度に係る改善（厚生労働省）

【提案内容】

1 介護職員処遇改善加算の拡大等

- (1) 処遇改善加算の対象者を「介護職員（介護福祉士）」から「介護従事者（看護師、保健師等）」へ拡大
- (2) 加算対象サービスを訪問看護など全ての介護サービスへ拡大
- (3) 加算の届出等手続の簡素化

2 平成 27 年度以降の介護職員・介護従事者の処遇改善に関する早急な検討

【提案の背景】

- ・ 介護人材の不足は、高齢者福祉施策の中で常に課題として挙げられています。しかし、介護従事者の賃金等の処遇が他の業種と比較して低いことが、人材確保の難しさに結びついていると指摘されています。
- ・ 介護職員の賃金改善については、24 年度から、介護報酬において「介護職員処遇改善加算」が3年間限定で創設されました。
- ・ これは、23 年度で廃止された「介護職員処遇改善交付金」相当分を介護報酬に円滑に組み込むことを目的としたものです。
- ・ しかし、介護職員処遇改善加算の対象者は「介護職員」のみとなっており、他の介護従事者が対象となっていません。また、加算対象とされていない介護サービスがあります。
- ・ また、現在の介護加算の届出等の手続きは、介護サービスごとに加算率が異なることや、提出書類が多岐にわたること等、煩雑なものとなっており、円滑な事務の妨げとなっています。

介護人材確保の問題点（介護事業所）

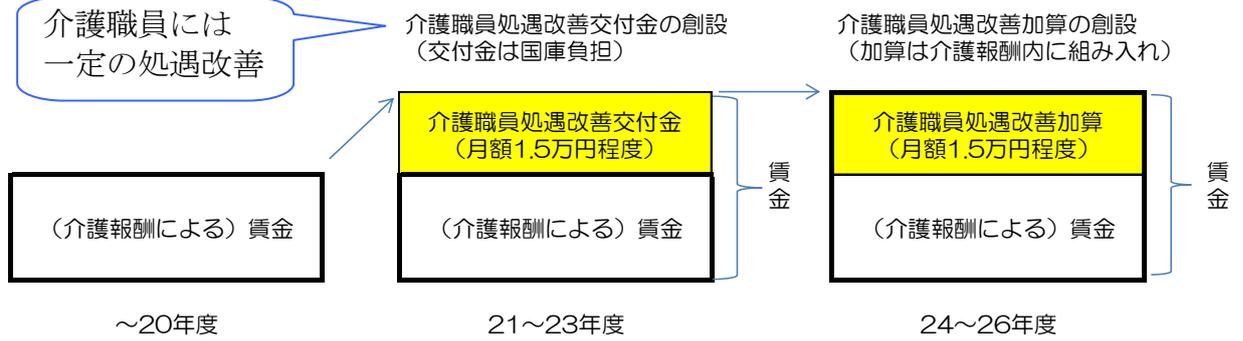
- ・従業員「大いに不足」「不足」「やや不足」 50.3%
- ・「人材の確保に十分な賃金を払えない」 51.5%

賃金水準が低く、人材が集まらない

（平成22年度介護労働実態調査より）

◎介護職員の処遇の推移

介護職員には一定の処遇改善



介護サービスの種類や、職種によっては加算がなく、賃金水準が改善されません。

介護職員処遇改善加算の課題

処遇改善加算

賃金への加算なし

加算対象となる介護サービス事業所

- ・訪問介護
- ・介護老人福祉施設 等

加算対象とならない介護サービス事業所

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション 等



介護職員（加算対象）

賃金に加算されます



介護従事者（加算対象外）

- ・看護師、保健師、作業療法士 等

賃金への加算なし

国民健康保険の財政調整機能の見直しの実施 (厚生労働省)

【提案内容】

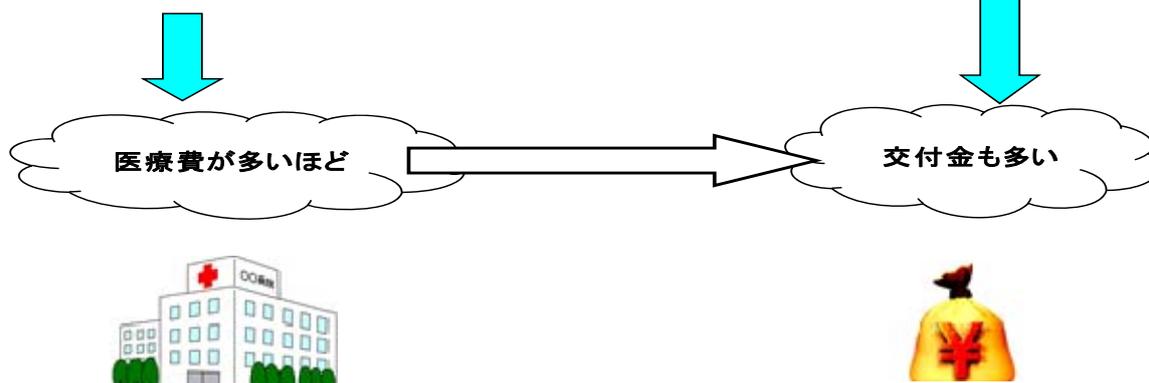
医療費適正化になじまない「普通調整交付金（医療分）の算定方法」の見直し

【提案の背景】

- ・ 国庫負担と保険料で医療費を賄うことを原則とする国民健康保険は、市町村間で生ずる被保険者の負担能力の格差を、普通調整交付金により是正することとしています。
- ・ しかし、現在の普通調整交付金（医療分）は、**医療費適正化に努める保険者ほど不利になる仕組み**となっています。
- ・ 具体的には、**医療費の高い保険者**には「普通調整交付金が交付されて**保険料が安くなり**」、本市を含め、**医療費の安い保険者**には「普通調整交付金が交付されず**保険料が高くなる**」という、「**逆転現象**」も生じています。
- ・ 本来、格差是正を行うべき**調整交付金制度が、不合理な格差を生じさせている**のは、制度本来の趣旨から程遠く、早急な見直しが必要です。
- ・ このため、今後は交付金算定の際に用いられる調整対象需要額(※)を、「**医療費実績**」ではなく、地域差のない「**一律の基準**」での算定で行うべきです。
- ・ 現に、後に制度化された後期高齢者支援分や介護納付金分は、既に「**一律の基準**」での算定となっています。

<現行の問題点>

$$\text{調整対象需要額※ (支出)} - \text{調整対象収入額 (収入)} = \text{普通調整交付金}$$



* 算出方法の詳細は次ページ「2」を参照

1 保険料の不合理な格差 [平成 22 年度]

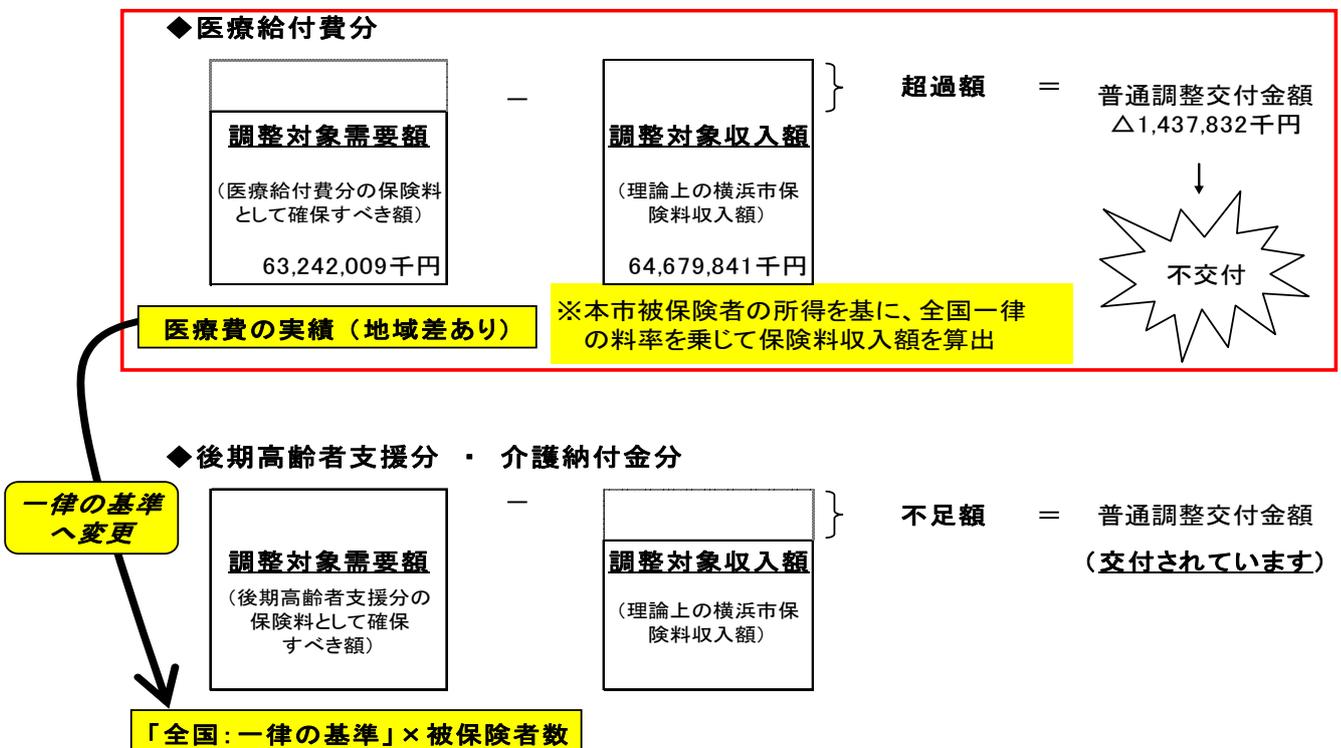
(医療分、単位:円)

	一人あたり医療費 ①	1人あたり保険料 ※1 ②	一人あたり 普通調整交付金 ③
横浜市	276,529	65,746	0 ※2
A市	358,508	46,645	26,157
B市	327,535	62,978	21,170
C市	305,652	58,558	20,457

※1 A市、B市、C市の保険料は普通調整交付金充当後(本市は不交付のため充当なし)、保険料は「平均保険料」としての試算額。

※2 昭和36年の制度発足以来「交付実績なし」。

2 普通調整交付金の算定方法 [平成 23 年度]



[参考] 医療分の財源構成(国モデルとの比較)

○国モデル

← 市	← 国	← 県 →
保 險 料 (50%)	国 調 交 (9%)	療 養 給 付 費 等 負 担 金 (32%) 県 調 交 (9%)

●横浜市(平成24年度予算:1463.6億円)

← 市	← 国	← 県 →
保 險 料 (53.5%) 783.0	市 費 (5.5%) 80.5	療 養 給 付 費 等 負 担 金 (32%) 468.4 県 調 交 (9%) 131.7

例年、国から医療分の普通調整交付金が不交付なので、保険料で3.5%を負担し市費5.5%を繰り入れて9%を補っています。

安定的な電力確保に向けた取組（経済産業省）

【提案内容】

- 1 当面の市民生活及び企業活動等への対応
 - (1) 需要家に対して電力需給に関する方針、方針変更に関すること等の早期の情報開示の徹底
 - (2) 市民生活や企業活動等を支える必要電力の確保、中小企業等への電気料金の値上げに対する緩和措置や資金面の支援措置
- 2 電気料金の低減に資する、需要家の選択肢の拡大に向けた電気事業への民間事業者の参入促進
 - (1) 既存の電気系統にかかる情報の透明化
 - (2) 電力会社の送配電ネットワークを利用する際に民間事業者が負担する託送料金の値下げ等

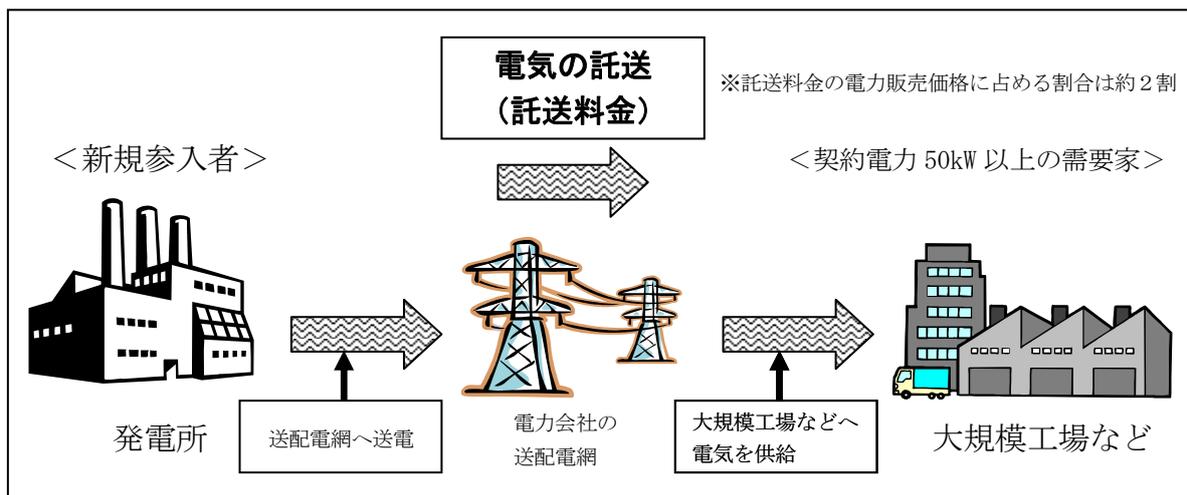
【提案の背景】

- 1 当面の市民生活及び企業活動等への対応
 - ・ 電気料金の値上げにあたっては、電力会社の経営合理化の推進とあわせて、真に必要な料金改定しゅうれんのみに収斂させて、需要家に対して値上げの根拠となる情報の開示と説明が十分に行われることが不可欠です。
 - ・ 電力需要が高まる猛暑時や厳冬時においても、市民生活の安全安心の確保や、経営資源が限られ事業計画の急な変更への対応が困難な中小企業、国際コンテナ戦略港湾として重要な社会インフラである横浜港などの電力量確保が必要です。
 - ・ 加えて、電力料金の値上げは中小企業の経営問題、横浜港の施設や事業の運営に直結しており、各種支援が必要です。

2 電気料金の低減に資する、需要家の選択肢の拡大に向けた電気事業への民間事業者の参入促進

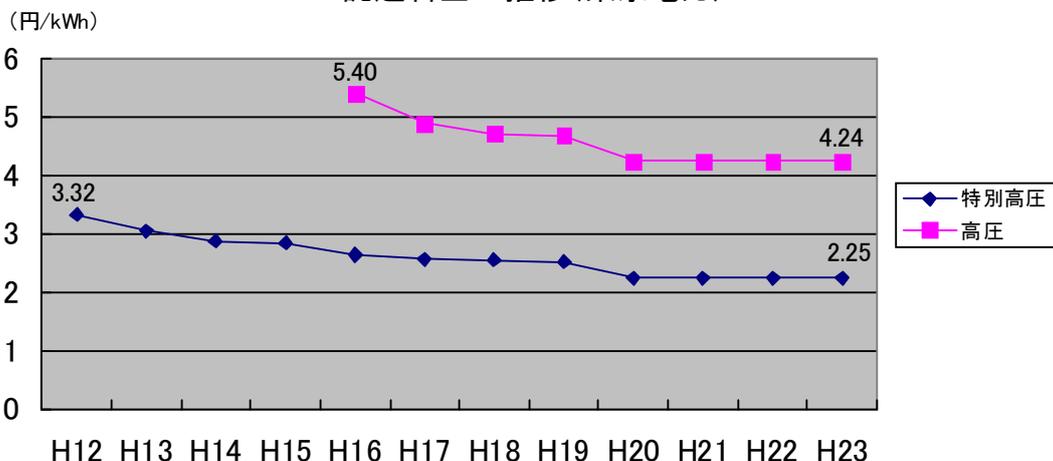
- ・ 電気料金を低減させるためには、新規発電事業者の参入を加速させることが求められますが、参入にあたっての事前検討には、既存の電気系統への接続にかかる情報が不可欠です。
- ・ しかし、現状では、接続系統や接続コストは、各電力会社との個別の協議で決まり、新規参入の障壁となっていることから、系統に関する情報の透明性を高めるとともに、託送料金を見直すことが必要です。

電気の託送の仕組み



※消費者庁 HP「公共料金の窓」等より、横浜市作成

託送料金の推移(東京電力)



※東京電力 プレスリリースより横浜市作成

国及び国の関係機関の公共事業における市内 中小企業の受注機会の増大（国土交通省）

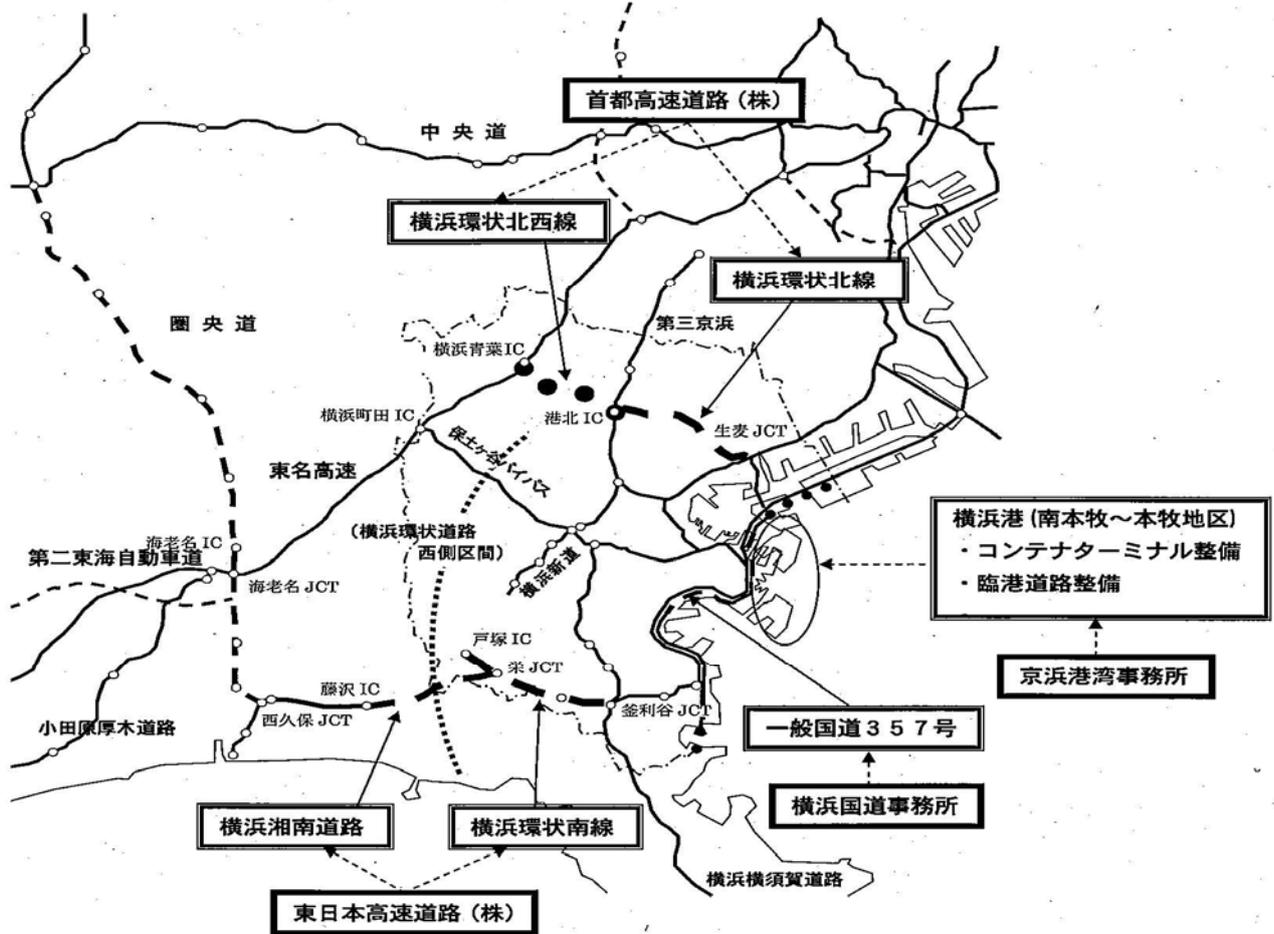
【提案内容】

本市が負担金や出資金を支出している国及び国の関係機関が実施する公共事業の発注における、**横浜市内中小企業の受注機会の増大を図るための入札制度の拡充及び新たな制度の創設**

【提案の背景】

- ・本市では、平成 22 年 3 月に「横浜市内中小企業振興基本条例」が制定され、本市発注の公共工事では、市内中小企業の受注機会増大の取組を推進しています。
- ・一方、本市が負担金、出資金を支出している国及び国の関係機関においては、今後も、横浜環状道路北西線など、日本の国際競争力強化の一端を担う高速道路整備や港湾整備などの大規模事業が継続するため、これらの大規模公共事業においても、地元経済活性化の視点で地元企業の受注機会の拡大が必要です。
- ・このため、本市では、市内で公共事業を発注する国や関係機関との連携強化を目的に「横浜市内公共事業発注者連絡会」を 23 年 9 月に設置し、市内事業者の受注機会の拡大に取り組んでいるところです。
- ・そこで、国及び国の関係機関においても、**地元企業の受注機会拡大につながる入札制度の拡充や、新たな入札制度の創設に取り組むよう提案**します。
- ・具体的には、現在国が工事入札において試行している、**地元企業の活用等**を評価する総合評価方式を拡充するとともに、国の関係機関にも導入することや、本市で実施している技術修得型共同企業体入札方式を国や国の関係機関においても創設することなどが考えられます。

国及び国の関係機関の横浜市における主な大規模公共事業



○横浜市内公共事業発注者連絡会の国等関係機関の管内(※)における発注額と市内企業受注額
(平成 22 年度)

- ・発注額総計 約 1,080 億円
- ・上記のうち市内企業受注額 約 37 億円

※各機関の発注額は横浜市域外も含まれます。

※集計には、国交省の横浜国道事務所、京浜港湾事務所、京浜河川工事事務所、横浜営繕事務所、川崎国道事務所、東日本高速道路(株)の横浜工事事務所、京浜管理事務所及び首都高速道路(株)の神奈川建設局、神奈川管理局を含みます。

緑の総量の維持・向上に向けた一層の制度拡充 (国土交通省)

【提案内容】

- 「横浜みどりアップ計画」を着実に推進するための支援策拡充
- 1 相続税物納制度の要件緩和及び物納された国有財産の取扱いの見直し
 - 2 緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充
 - 3 商業系用途地域内の建築物についても緑化地域制度の緑化率の規定を適用できるよう、都市緑地法を改正

【提案の背景】

- ・本市では、緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かな都市環境を保全・創造していくため、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を3つの施策の柱とした「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」の推進に取り組んでいます。
- ・本市においては、緑の多くが民有地であることから、民有地の緑に対する施策を大幅に拡充し、そのための安定的な財源として平成21年度から「横浜みどり税」を導入し、独自に市民に負担を求めています。
- ・これに加え、新たに固定資産税等の軽減制度を創設するなど、緑化の推進のため、市として可能な限りの様々な取組を進めています。
- ・都市部における緑地保全・緑化をさらに推進するため、国においても相続税物納制度の要件緩和や、緑地保全に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充商業系用途地域内への緑化率規定適用など、支援策の拡充を図ることを提案します。

「横浜みどりアップ計画」推進にあたっての課題等

樹林地を守る

◆ 緑地を保有するには、相続時における相続税の負担が最大の課題（樹林地所有者へのアンケートから）

緑をつくる

◆ 都市緑地法の規定により、特に緑が不足している商業系用途地域において、緑化地域制度を効果的に活用できない

現状 & 提案

1 相続税法上、金銭で納付することが原則であるため、相続した緑地が相続税支払いのため、売却されてしまう可能性があります。

提案

- ① 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は、物納可能となる要件緩和
- ② 国有財産の買取を希望する自治体へ物納財産の1/3を無償貸付する優遇措置の復活

2 緑地を相続等した場合、土地評価の控除はあるものの、税負担が大きな課題となっています。

提案

- ① 都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法において定められる緑地を相続した場合の相続税の負担軽減措置の創設、借地公園として10年以上利用された土地を相続した場合の負担軽減措置の拡充、都市緑地法及び首都圏近郊緑地保全法に基づく特別緑地保全地区の公有地化について譲渡所得の特別控除額の引上げ
- ② 事業用資産である土地同士を交換した場合は、譲渡所得の課税の特例が認められている（租税特別措置法第37条から第37条の4）。緑地の保全のための必要な山林と宅地等の交換にあたっては、事業用資産でなくともこの課税の特例の適用が可能となるよう制度を見直し

3 都市緑地法の規定で、地域による適用除外の規定があるため、特に緑が不足している商業系用途地域での緑化推進が効果的に進められません。

提案

- ① 商業系用途地域内の建築物の大半を占める、建ぺい率の限度が8/10とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物についても、緑化地域制度における緑化率の規定を適用できるように、都市緑地法を改正

	緑化率	根拠
住居系用途地域	10%	都市緑地法、条例
商業系用途地域	5%	条例（開発協議）
工業系用途地域	13~25%	工場立地法、条例



法による規制が必要

■ 商業系用途地域内の建築確認件数及び面積
 件数：約154件／建築敷地面積 約61ha
 （敷地面積500㎡以上：平成21、22年度）



5%の緑化率で、約3haの緑化推進が確実に担保

国際競争力強化に向けた高速道路網の整備推進 (国土交通省)

【提案内容】

京浜港や羽田空港の国際競争力強化に向け、平時にも災害時にも輸送経路として必要な**横浜環状道路（南線、北線、北西線）を中心とした高速道路網等の早期整備**

- 1 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の一部である**横浜環状南線・横浜湘南道路の整備推進**
- 2 **横浜環状北線及び関連街路の整備推進**
- 3 **横浜環状北西線の整備推進**
- 4 **一般国道 357 号等の国直轄事業の推進**

【提案の背景】

- ・ 国際コンテナ戦略港湾である「京浜港」で取り扱われるコンテナ貨物の約 9 割は、道路輸送に頼っているため、国内集荷力の強化を図る必要があります。
- ・ また、災害時においても、支援物資や人員を迅速に輸送する経路を確保する必要があります。
- ・ そのためには、高速道路を中心とした広域的な道路ネットワークの整備が重要です。
- ・ しかし、「京浜港」や国際ハブ空港を目指す「羽田空港」と「東名高速道路」をつなぐ自動車専用道路は**全国一位の交通量（17 万台/日）である保土ヶ谷バイパスのみであり、慢性的な渋滞が生じています。**
- ・ このため、保土ヶ谷バイパスに集中する交通の迂回機能を持ち、首都圏や全国の各地から効率的に「人」や「もの」を運ぶ**横浜環状道路の整備を推進**することが不可欠です。
- ・ 圏央道神奈川県区間では、「さがみ縦貫道路」が間もなく完成する予定ですが、**横浜環状南線、横浜湘南道路（ともに国道 468 号）についても、早期完成に向けた事業費の確保が必要**です。
- ・ また、平成 28 年度完成に向け、全線において工事を進めている**横浜環状北線及び関連街路の事業費確保**や本年度新規事業化した**横浜環状北西線の事業期間短縮に向けた検討及び整備推進のための事業費の確保**により、「京浜港」や「羽田空港」と「東名高速道路」とを直結することが急務です。

鉄道整備事業の推進（国土交通省）

【提案内容】

- 1 鉄道ネットワーク計画の策定・整備制度の改善に向けた支援及びこれからの駅のあり方を踏まえた駅の整備に向けた支援・整備制度の拡充
- 2 都市鉄道利便増進事業（神奈川東部方面線整備事業）の推進

【提案の背景】

- ・本市では、人口減少・少子高齢化の進展などの社会情勢の変化を踏まえながら、次世代の総合的な交通体系の構築に向けた検討を平成 23 年度から進めています。
- ・このようなことから、運輸政策審議会答申第 18 号を踏まえた鉄道ネットワーク計画の策定や、整備制度の改善に向けた国の支援が必要です。
- ・一方、市内 157 駅の既存駅について、東日本大震災を踏まえた防災対策や本格的な少子高齢社会への対応、駅を中心としたコンパクトなまちづくりなど、駅に求められる機能が多様化する中、地域特性を踏まえた駅の多機能化や交通結節点機能の更なる強化をまちづくりと連携して進めることが必要となっており、調査検討段階から国や鉄道事業者と連携し、整備に向けて取り組むことが重要となります。
- ・よって、調査検討段階からの支援や、多様な駅舎改良に対応した整備制度の拡充が必要です。
- ・また、神奈川東部方面線整備事業の相鉄・JR直通線については、駅工事等を進め、本年秋にはシールドトンネル工事を開始します。相鉄・東急直通線については、本年秋に都市計画決定し、工事に着手します。平成 25 年度以降は両路線とも工事の最盛期となります。
- ・このようなことから、国と地方自治体の協調のもと、事業費を確保し、開業時期に遅れが生じないように、引き続き神奈川東部方面線整備事業の着実な推進が必要です。

国際コンテナ戦略港湾の国際競争力強化に向けた重点的な施策展開（国土交通省）

【提案内容】

横浜港をはじめとする国際コンテナ戦略港湾（京浜港）の国際競争力強化に向けた重点的な施策展開

- 1 国費負担率の更なる引き上げと対象施設の拡大
- 2 南本牧MC-4 コンテナターミナルの新規事業化
- 3 荷役機械（ガントリークレーン）の整備に係る補助制度の創設
- 4 貨物集荷を維持・強化するため、「内航フィーダー輸送機能強化事業」の適用対象の既存航路への拡大

【提案の背景】

- ・ 横浜港をはじめとする京浜港は、更なる「選択と集中」により、日本の港湾の競争力強化を目指す「国際コンテナ戦略港湾」に選定されました。
- ・ 本市はこの使命を果たすべく、「釜山港等に対峙する国際拠点港湾の実現」等の政策目標を掲げ、様々な取組を進めています。
- ・ 国においては、港湾法等の改正や平成 24 年度予算における事業費の重点配分などの集中的な施策の展開がなされていますが、日本の港湾が東アジアのハブポートとして生き残っていくためには、横浜港をはじめとする京浜港の国際競争力強化に向けたより一層の重点的な施策展開が不可欠です。
- ・ 釜山港等のアジア主要港に競合していくためには、これまで以上に国際コンテナ戦略港湾へ集中的に国の財源を投入するとともに、その対象施設を航路・航路泊地の浚渫^{しゅんせつ}や連絡臨港道路に拡充し、早期整備を図ることで、国際競争力を強化していくことが必要です。

- ・ 京浜港における将来の**超大型船の寄港に備える**ため、南本牧MC-3と連続バースとして整備・運用する大水深コンテナ岸壁である**南本牧MC-4コンテナターミナルの新規事業化**が必要です。
- ・ 荷役機械の整備においては、多大な整備費用を要し、結果的にユーザーの負担に依存する制度となっているため、**コスト面における国際競争力強化に向けた補助制度の創設**を提案します。
- ・ また、京浜港へのコンテナ貨物集荷を維持・強化するためには、国において、現在、新規航路に限定して実施されている「**内航フィーダー輸送機能強化事業**」の適用対象を既存航路にも拡大させる**必要**があります。



提案の担当／港湾局企画調整部企画調整課長
港湾局港湾経営部誘致推進課長

厨川 研二 TEL 045-671-2877
岡本 博之 TEL 045-671-2919

羽田空港の更なる国際化の推進（国土交通省）

【提案内容】

- 1 羽田空港の国際ハブ空港化を進めるため、**国際旅客定期便の更なる増枠の実施**
- 2 **発着枠の増加・就航路線の決定**について、資金協力の経緯を踏まえた、**関係自治体の意見の十分な反映**
- 3 **将来的な首都圏空港の更なる容量拡大・機能強化**について、**国の負担と責任における実施及び関係自治体の意見の反映**
- 4 **周辺環境への影響**についての**きめ細かな対策の実施**
- 5 首都高速道路の料金について、**羽田空港アクセス割引の期限を延長**

【提案の背景】

- ・国際線旅客ターミナルの拡充により、平成 26 年 3 月末には、本市がこれまで要望してきた昼間時間帯に A S E A N、更には世界各地への就航が実現する見込みですが、国際航空需要のポテンシャルを踏まえ、国内・国際線の配分が決定していない昼間の発着枠（年間 2.7 万回）を更に国際旅客定期便へ配分することを提案します。
- ・また、国際化後に本市が行ったニーズ調査の結果等を踏まえて、市内企業が今後、ますます羽田空港を利用し、海外事業展開を図りやすくするためには、A S E A N、更には世界各地への就航強化が必要です。
- ・将来的な首都圏空港の更なる容量拡大、機能強化は推進すべきですが、地方自治体に負担を強いることのないよう、国の負担と責任において実施することと、関係自治体の意見の十分な反映が必要です。
- ・周辺環境へ影響を及ぼす航空機騒音などについて、地域住民や関係自治体の意見を踏まえ、きめ細かな対策を講じることが必要です。
- ・横浜市内と羽田空港のアクセスを維持・向上させるため、現在の首都高速道路羽田空港アクセス割引の期限延長を提案します。

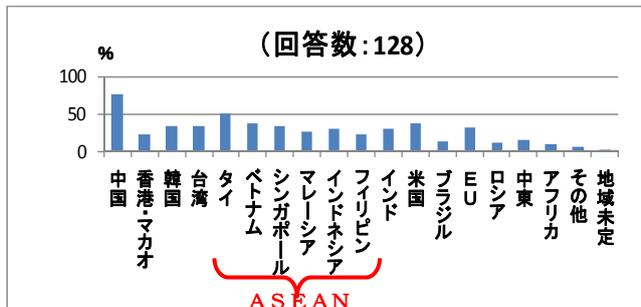
■羽田空港における発着枠の推移について

	内際種別	平成22年10月 (D滑走路供用開始)		平成26年3月末 (予定)		将来
		便	(万回)	便	(万回)	
昼間時間帯 (6～23時)	国内線	413	(30.1)	435	(32.0)	更なる国際化
	国際線	40	(3.0)	80	(6.0)	
	未定	—	(—)	37	(2.7)	
深夜・早朝時間帯 (22～7時)	国内線	0	(0.0)	0	(0.0)	更なる国際化
	国際線	40	(3.0)	40	(3.0)	
発着便数(回数)計	国内線	413	(30.1)	435	(32.0)	首都圏空港 の更なる 容量拡大 機能強化 国の負担 と責任で
	国際線	80	(6.0)	120	(9.0)	
	未定	—	(—)	37	(2.7)	
	昼間計	453	(33.1)	552	(40.7)	
	深夜・早朝計	40	(3.0)	40	(3.0)	

※深夜早朝時間帯においては、別途、1万回/年(13便/日)が国際チャーター及び国際貨物便の枠として設定されている。

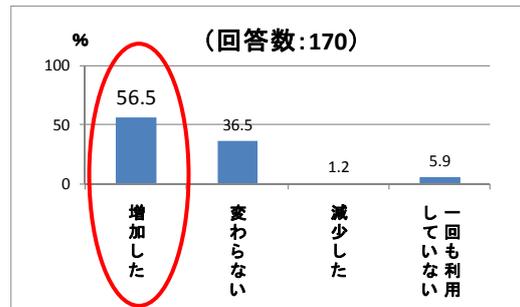
■羽田空港国際化後に行った市内企業に関する調査の結果について

質問：海外事業展開について、現在展開している地域
あるいは今後、展開する計画がある地域



※横浜市内企業・市内に事業所を置く企業919社を対象にアンケートを実施。回収数469社のうち、海外事業展開を実施・検討している企業は128社(平成24年3月調査)

質問：羽田空港を利用する頻度



※横浜市内企業・市内に事業所を置く企業919社を対象にアンケートを実施。回収数469社のうち、国際線(成田空港等を含む)を利用する企業は170社(平成24年3月調査)

ASEAN、更には世界各地へ

■首都高速道路の料金について(算出例：普通車)

出発地点	到着地点	距離	距離別料金	現行料金
みなとみらい	【1号羽田線】			
	羽田	17.4km	700円	700円
	【湾岸線】			
	湾岸環八	22.7km	800円	800円
	空港中央	24.6km	900円	800円(※)

(※) 首都高速道路羽田空港アクセス割引

(実施期間：平成24年1月1日～平成26年3月31日)

期限延長



M I C E分野のアジアにおける国際競争力強化 (国土交通省)

【提案内容】

国際会議等のM I C E分野のアジアにおける国際競争力強化

- 1 国が集中的な支援を行う「日本における戦略的M I C E拠点都市」制度の創設及び本市を拠点都市へ指定
- 2 本市において、国によるM I C E拠点施設の整備・運営に係る新たな手法の検討・確立及び整備・運営にあたって特例措置の適用
- 3 マーケティング力の強化に向けた統計データの整備

【提案の背景】

- ・世界のM I C Eビジネスは成長基調にあり、アジア諸国では、国主導での大規模な施設整備などを推進し、国際会議開催件数も大幅に増加しています。
- ・日本においては、首都圏M I C E施設の稼働率が高く予約が取りにくいことや、バンケット施設の不足などにより、国際競争力が相対的に低下している状況です。
- ・このような中、日本の国際競争力の維持・向上を図るためには、国として「日本における戦略的M I C E拠点都市」制度を創設し、国の資源を「M I C E拠点都市」へ集中投下することが効果的です。
- ・本市は、東日本で唯一の国立の国際会議場と、会議センター・展示場・ホテルが一体となったパシフィコ横浜を有し、羽田空港からのアクセスの良さもあり、国際コンベンションを軸に、A P E Cの開催をはじめ、数多くの大型の学術会議や見本市等が開催されるなど、豊富なM I C E実績があり、「M I C E拠点都市」を本市が担うことが最適です。
- ・一方、国においては、国立の京都国際会館の整備・運営について、民間資金やノウハウなどを活用した手法を調査しているところですが、国立の国際会議場を有する本市施設においても、新たな整備・運営手法を検討することを提案します。
- ・また、整備・運営の財源確保の観点から、国指定の特定都市再生緊急整備地域などにおける既存の特例措置について、M I C E機能強化へも適用できるよう、柔軟な運用が必要です。

- ・ さらには、国や地方のMICEに関するマーケティング力を強化していくため、基本データとなる、競合するアジア諸国におけるMICEの開催分野や実績などの統計データの整備が必要です。

横浜市等のMICE施設のスペック比較及び開催実績など

(1) アジア諸国における施設スペック、国際会議開催件数の伸び

都市名・主要施設	展示場面積	最大規模会議場 収容人数	国際会議開催件数(UIA 統計) ^{※1}	
			2000年	2010年
シンガポール			121件(9位)	725件(1位)
シンガポール エキスポ	約 100,000 m ²	約 8,000 人		
サンテック シンガポール	約 23,000 m ²	約 12,000 人		
マリーナ ベイ サンズ	約 32,000 m ²	約 11,000 人		
ソウル			68件(26位)	201件(5位)
コエックス	約 36,000 m ²	約 7,000 人		
プサン			8件(94位)	93件(17位)
ベクスコ	約 27,000 m ²	約 2,400 人		
東京(3)			66件(2位)	190件(7位)
東京国際フォーラム	約 5,000 m ²	約 5,000 人		
東京ビッグサイト	約 81,000 m ²	約 1,000 人		
京都			23件(不明)	61件(38位)
国立京都国際会館	約 3,000 m ²	約 1,800 人		
横浜			15件(不明)	82件(24位)
パシフィコ横浜	約 20,000 m ²	約 5,000 人		

()内は都市別国際会議の開催件数順位 ※プサンのみ 2001 年実績

(2) 国際会議開催による都道府県別経済波及効果及び国際会議開催件数(平成 22 年)

順位	都市名	経済波及効果額	国際会議開催件数 ^{※2}
1	東京都	429 億円	510 件
2	神奈川県	321 億円	180 件 ^{※3}
3	福岡県	286 億円	269 件
4	京都府	252 億円	160 件 ^{※4}
5	愛知県	248 億円	139 件

※1※2 それぞれ「UIA 統計の国際会議認定基準」、「JNTO の国際会議認定基準」に基づいて集計されているため、数値は一致しません。

※3 うち横浜市開催件数 174 件

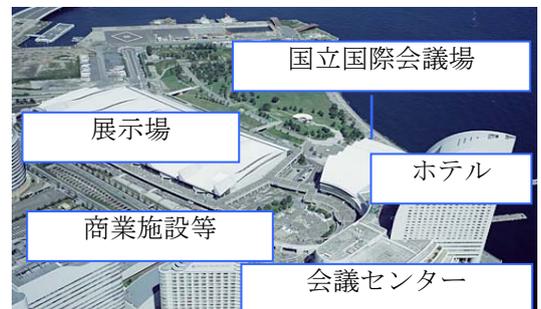
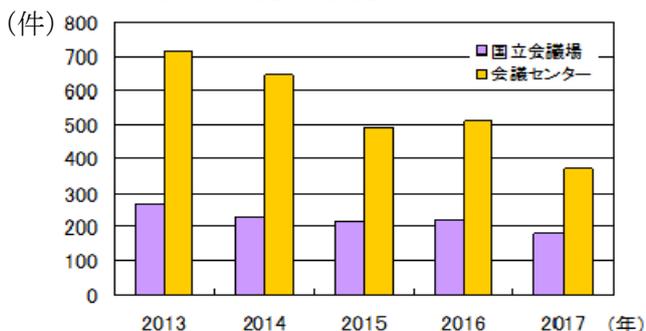
※4 うち京都市開催件数 155 件

出典：2010 年国際会議統計（日本政府観光局）

(3) パシフィコ横浜問合せ状況(平成 22 年度実績)

問合せ件数	約 3,300 件
うち、決定件数	約 700 件

(4) パシフィコ横浜の施設予約状況(平成 23 年 11 月時点)



みなとみらい21地区には、MICE 複合施設をはじめ、美術館、博物館、ショッピングモール、シアター、アミューズメント施設等が集積

訪日旅行促進（ビジット・ジャパン）事業の更なる推進（国土交通省）

【提案内容】

- 1 韓国、中国への集中的なプロモーションの展開
- 2 「ビジット・ジャパン地方連携事業」の弾力的な運用
- 3 都市ごとに活用できる「訪日外国人消費動向調査」の実施

【提案の背景】

- ・平成23年3月の東日本大震災により、海外から日本を訪れる外国人は大幅に減少しました。本市としても、あらゆる機会を捉え、安全・安心のメッセージを積極的に発信し、外国人観光客の回復に努めてきました。
- ・現在、我が国への訪日外国人旅行者数が最も多いのは韓国ですが、今なお回復の遅れが目立っています。一方、中国は、急激な経済成長とともに、依然、海外旅行需要が拡大しています。
- ・「観光立国推進基本計画」での目標である、訪日外国人旅行者数を28年までに1,800万人にするためには、両国の訪日外国人旅行者数の増加が欠かせません。国として、選択と集中により、韓国、中国への集中したプロモーションの展開を提案します。
- ・国が進める「ビジット・ジャパン地方連携事業」は、地方自治体等と連携して海外プロモーションを展開し、訪日外国人旅行者数の増加を目指すものですが、複数都道府県にまたがる広域での事業構築・展開が求められています。同一都道府県内での連携であっても事業展開ができるよう事業の弾力的な運用が必要です。
- ・日本政府観光局（JNTO）において、1980年代から訪日外国人の旅行動向を把握するため「JNTO訪日外客訪問地調査」が行われてきましたが、23年度から観光庁が行っている旅行消費額や経済波及効果を推計する「訪日外国人消費動向調査」へ一元化されました。
- ・観光立国を実現させるためには、訪日外国人のニーズやトレンドを的確に把握する必要があるため、国として、引き続き「JNTO訪日外客訪問地調査」にあった観光地の訪問先や経路など、都市ごとに活用できる基礎データ調査の実施を提案します。

(1) 訪日外客数(JNTO推計値)における韓国、中国の伸率(2012年3月)

国・地域	Country/Area	総数 Total			総数 Total		
		2010年 3月	2012年 3月	伸率(%)	2010年 1月～3月	2012年 1月～3月	伸率(%)
総数	Grand Total	709,684	678,500	-4.4	2,015,012	1,911,500	-5.1
韓国	South Korea	169,295	150,600	-11.0	599,132	493,200	-17.7
中国	China	123,314	130,300	5.7	336,928	351,800	4.4
台湾	Taiwan	89,524	92,100	2.9	284,789	303,900	6.7
香港	Hong Kong	36,366	36,700	0.9	119,123	114,000	-4.3
タイ	Thailand	28,340	26,300	-7.2	48,165	53,800	11.7

(2) ビジット・ジャパン地方連携事業《概要》

主事業	事業主体	事業成果
<ul style="list-style-type: none"> ○海外旅行エージェント招請、商談会→ツアー造成 ○海外メディア招請→認知度向上、ツアー販促 ○海外旅行博出展→認知度向上、情報提供 ○海外広告宣伝→認知度向上、ツアー販促 	<ul style="list-style-type: none"> ○関東運輸局(経費負担 1/2上限) + ○地方自治体や観光協会(経費負担) + ○事業者(経費負担・現物出資・割引) (交通・宿泊・食事・ショッピング・観光施設等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ツアー販売 ○記事掲載、TV放映 ○旅行者への直接PR ↓ 外国人旅行者の来訪

※単なるイベントやツール作成、自治体首長キャラバンなどは対象外。

※旅行者ニーズ・形態(個人・団体)・認知度等を考慮した現実的なルート、デスティネーションが対象。

※単発の事業よりも、上記事業を連結して相乗効果を図ると効果的。

※複数都県にまたがる広域での事業構築・展開を図ること。

※自治体、事業者等が連携して、実際の来客につながる積極的な取り組みが必要。

※事業評価を実施。低評価事業は中止か見直し。

※プロモーションと合わせて、外国語対応、各施設での特典、体験メニュー充実等受入体制整備が重要。

(3) 平成 24 年度実施のビジット・ジャパン地方連携事業

	市場	事業名	実施時期
1	中国 (北京、上海、広州)	横浜市・台東区・箱根町 「中国人旅行者需要喚起型広告宣伝事業」	平成 24 年 8 月～ (予定)
2	韓国、台湾、香港、 シンガポール、タイ、 中国	横浜市・千葉県・山梨県・茨城県・栃木県・群馬県・さいたま市「鉄道利用する FIT マーケット 東京近郊モデルコース事業」	平成 24 年 7 月～ (予定)
3	韓国、台湾、香港	横浜市・箱根町・秋葉原・川崎市「羽田空港を利用した韓国・台湾・香港プロモーション事業」	平成 24 年 7 月～ (予定)
4	香港	台東区・墨田区・横浜市・栃木県「東京スカイツリーを活用した香港誘客事業」	平成 24 年 5 月～

あなたの毎日に、エコをプラスしよう。

Yokohama **エコ活。**

DANCE
DANCE
DANCE
at **YOKOHAMA 2012**

横浜市 政策局 大都市制度推進室 大都市制度推進課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2951

この提案・要望書は下記のホームページアドレスでご覧になれます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/daitoshi/bunken/teianyoubou/>